

509.12-H64-2



1200500744650

509.12

H64

2



×
複写

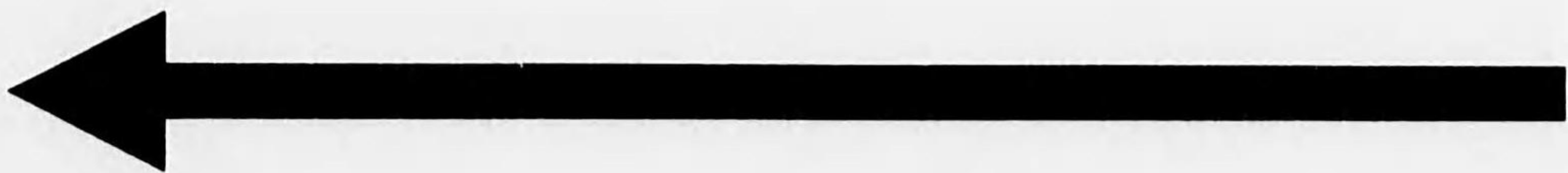
軍需會社法解説

(附関係法規)

東京都商工經濟會編



始





昭和十九年二月九日

軍需省總動員局
監理部監理課長
陸軍大佐 平井豐二氏講演

軍需會社法解說

(附關係法規)

東京都商工經濟會

509.12
H 64
2

目次

軍需會社法解説……………	一
一 軍需省とその使命……………	一
二 軍需會社法に就て……………	四
三 軍需會社法の内容……………	六
質疑 應答……………	〇
〔附〕軍需會社法……………	七
一 軍需會社法……………	七
二 軍需會社法施行期日……………	七
三 軍需會社法施行令……………	七
四 軍需會社法施行規則……………	七
五 軍需生産責任審査會官制……………	七
六 軍需會社徵用規則……………	七
七 軍需會社施行令並ニ同法施行規則ニ規定スル官吏指定……………	七
八 軍需會社法ノ規定ニ依ル會社指定……………	七
九 軍需會社ニ對スル資金融通ニ關スル件……………	七



一 一 四 六 〇 七 七 七 七 七 七

軍需會社法解説

軍需省總動員局
監理部監理課長

平 井 豊 一

を緒言的に簡単に御説明したいと思ひます。

一 軍需省とその使命

軍需省の設置せられました根本方針は、私が縷々ここで御説明する必要はないと思ひますが、話の順序として簡単に申しますと、企畫と實行を一致させるといふので企畫を擔當して居りました企畫院、實施を擔當致して居りました商工省その他の各省の所管事項を合せて、軍需省が出来たのであります。それから同じく陸海軍の航空機關聯兵器機材に關する仕事を統合致しまして、これを軍需省に集めたわけでありまして、そのほかに軍需省として考慮してありますことは、従來商工省、各省に於きましても地方機關を全然持たないわけではありませんでしたけれども、軍需省になりましては強力なる地方機關と致しまして、軍需監理部を全國九つ、即ち行政協議會々長であります知事の所在致して居りますところ、即ち北から申しますならば札幌、仙

(1)

もう既に東京に於きましても私だけでも數回、私の部下も數回、軍需會社法につきましては御説明致しましたので、實は關係の方面には十分御得心の行つて居ることと存じて居りましたが、もう一度何でもいゝから話せといふ商工經濟會方面からの御要請がありましたので、私と致しましては浪花節を語るやうに、同じ題で同じことを何遍も言ふのであります。實に心苦しいわけでありまして、本日お集りの皆様は軍需會社に既に指定せられたところ、若しくは近く指定せられるであらうところの御關係の方といふことでありますので、成るべく理屈めいたことは抜きまして、軍需會社法施行に關して私が主任の課長として實際考へて居りますところ竝に關係省間、即ち政府に於きまして運用方針としてきめて居りますことで世間には發表して居りませんことを出来るだけ詳細に御説明したいと思つて居ります。初め軍需省の職務権限とかいふやうなもの、又軍需省は今後の仕事をどういふ風にやつて行くかといふこと

(2)

臺、新潟、東京、名古屋、大阪、廣島、福岡、この九箇所に軍需監理部を設置致しまして、その監理部長と致しましては既に第一線で師團長をやつたやうな方即ち師團長を卒業したやうな陸海軍の中將、文官に於きましても練達堪能の士を特に簡拔致しまして監理部長とし、これに文官並に陸海軍現役武官を配しまして軍需監理部を作り、軍需大臣と致しましては極力現場處理をするために軍需大臣の權限の中現場處理を適當とするものを出來るだけ幅廣い軍需監理部に任せようといふことで進んで居られることが、これが從來の機構と著るしく異なるところであります。それは軍需省はどんなことをやるか、どんな仕事を持つて居るかといふことについて、既にこの方面に御關心のあらせられます各々は御承知だと思ひますが、これも一應御説明して置きたいと思ひます。

第一には商工省が從來所管して居りました仕事から、工業の中では纖維工業、それから車輛、即ち鐵道車輛であります。その部品、通信、保安装置といふのを除きまして他は全部軍需省であります。随つて鑛業と工業につきましては全般的のことをやると同時に、そのインダストリーにつきましては大部分をやるわけでありませう。次は逓信省から電氣及び發電水力即ち電力に關することと航空事業に關することとが軍需省へ移りました。即ち具體的に申しますれば、航空局でやつて居りました航空事業の指導、獎勵、助

長に關する仕事、電氣局でやつて居りました仕事が全部軍需省へ移つたわけでありませう。次は厚生省でやつて居りました仕事の中、軍需省が所管致します事業に於ける勤勞管理の仕事が全部軍需省であります。随つて勤勞管理に關する日本政府としての全般的事項は一應厚生省の所管であります。軍需省所管の企業についての勤勞管理は軍需省が所管であります。軍需省以外の省即ち陸海軍省、鐵道省、運輸通信省等の事業に於ける勤勞管理は厚生省であります。軍需省所管企業に關する限りは軍需省であります。但しここで御説明を要することは、勤勞の配置に關することは厚生省であるといふことであります。これは又國家總動員諸計畫の仕事のところで御説明致します。次は大藏省から次の仕事は軍需省へ移りました。軍需省所管企業に於ける資金調整と經理に關する事項であります。但しこれには括弧がついて居ります。資金調整に於きましては資金の調達は大藏省でありますので、日本の國家資金計畫の中で産業資金がきまり、その産業資金の中で軍需省所管の企業にいくら金を振分けるかといふことは軍需省の仕事であります。そのきめた金額を社債によるが借入金によるか、株の拂込によるべきか、新しい株式の募集によるかは大藏省であります。この兩省に跨がつて居りますが、軍需省がきめましたならば敏速的確に大藏省もやるといふ申合せで、日本全体の財政金融を運営して居ります大藏省の立場を尊

967
349

重して、二つに分れて居ります經理につきましても括弧がついて居ります。經理については増配だけは大藏省、その他は全部軍需省であります。随つてきまつて居る枠の中でどう金を振分けるか、會社自體に於て持つて居る金をどうするかといふことは結局軍需省であります。持つて居る金を配當として外へ出す、從來よりも多く出す場合、新しい金として外から賄つて來る方法としては、國家全體の財政金融に影響しますから、これは大藏省であります。次は陸海軍省からどういふ仕事に移つたかといふ問題であります。官制の建前から申しますと、主要軍需品の原材料と特定軍需品についての生産管理、調劑及發注を軍需省でやります。随つてこの官制の範圍では幅が廣いわけでありませう。併し實際問題としては主要軍需品の原料、材料については原則として軍需省へ移ります。それから特定軍需品といふのは今の所では航空機及び關聯兵器機材であります。その他の軍需品については今のところはまだ軍需省へ參つて居りませう。

(3)
次は企畫院でやつて居りました仕事の中で國家諸動員計畫に關することが軍需省に移りまして、その具體的内容と致しましては國家諸動員計畫、八つあります中の三つ、即ち物資動員計畫、電力動員計畫、生産擴充計畫につきましては大綱も實施計畫も兩方とも軍需省で作ります。その他の五つの國家計畫、即ち交通動員計畫、國民總動員計畫、

交易計畫、生活必需物資動員計畫、國家資金計畫、この五つにつきましては大綱を軍需省で作りました。實施計畫をそれ／＼各省で作ります。軍需省といふのはかういふ仕事の内容を持つて居ります。軍需省の中で現場處理を致します軍需監理部に於きましては國家諸動員計畫の企畫に關することの以外につきましては、現場處理を要する事項を軍需大臣から任せられてやるわけでありませう。この軍需省の職權を前提と致しまして軍需會社法の施行に關する勅令以下が定められて居るわけでありませう。軍需會社といふものは何れも軍需省だけで關係して居るわけではありませう。既に御存知のやうに第一回の指定百五十の會社の中、約八十は軍需省だけで指定致しました。軍需大臣だけの單獨指定であります。約五十は軍需大臣と陸海軍大臣の兩者、若しくはその内の一大臣と共同指定したものであります。残りの二十ばかりが陸海軍大臣單獨指定か協同指定か、運輸通信大臣の指定であります。軍需會社は何れもこの四つの省に限つたわけではない。後で御説明致しますが、必要ありますれば他の省、即ち農商省などのところにも軍需會社が指定せられる場合がないとは申しませんが、現在のところ軍需、陸海軍、運輸通信の四省の關係のものであります。前置はこの位に致しまして軍需會社法について御説明致します。内容に入つて説明致します前に全般的なことを御説明したいと思ひます。

二 軍需會社法に就て

既に軍需大臣からも、軍需次官からも、機會を捉へて凡ゆる場合に軍需會社の指定は決して重要會社の格付でもないければ、恩典の附與でもない。それは責務の附課であるといふ風に説明せられて居るわけでありまして、これは皆様が十分御得心の筈であります。往々世の中では誤解を受けまして、軍需會社になることが何かこれで恩典になり、日本に於ける重要企業としての列に加はつたものやうに考へられます。これは軍需會社法の精神、軍需會社指定の根本的趣旨を正して解釋せられないものであります。軍需會社の指定はどこまでも生産責任制を確立するための責務の賦課であります。その責務の遂行上必要なる手段として各種の特例が設けられて居るのであります。特例が目的ではなく、責務遂行、即ち生産責任制の確立が目的であり、このことは軍需會社法の第三條にはつきり書いてあります。随つて軍需會社の指定は陳情すべき性質のものではありません。一々軍需會社にして下さいといふやうな陳情を假に致しますならば、それはピント外れの措置であり、なぜならば政府がこの邊のところを生産増強しなければならぬから、これに生産責任制を確立するといふことを考へまして、そこに責務を賦課して行くのであります。それを私のところを一つ指定させて下さいと陳情するのは、

これは少し筋が違つて居ります。又逆に一旦軍需會社になりましたものの取消といふことが、皆様既に御承知だと思ひますが、軍需會社施行規則には書いてありますが、これは會社が合併するとかいふやうな時に元の會社を取消すといふやうな場合が主であります。一旦指定した會社がやり方がまづいから、それを罰する意味で取消して、お前は向ふへ行け、もう宜しいといふやうな意味の取消は豫期せられるものではありません。その工場の生産責任の遂行がまづければ、生産責任者の交迭を致しまして、どこまでも戦力増強上生産を擧げて行かなければならぬのであります。現在の日本の生産設備には軍需會社に一旦指定したやうな設備はもう後でどうなつてもいゝなんといふ生温い状態ではございません。どうしてもこの方面に於ける生産を擧げなければならぬ。さういふ意味で生産責任制の確立の見地から會社を指定致しますれば、是が非でもその設備の生産能力を十分に發揮させることが必要であります。會社の指定を取消して、お前あつちへ行け、お前のところはもう駄目だといふやうなことで軍需會社の運営が出来るものではないのであります。随つて第一回に軍需會社を百五十選ばれました趣旨についても、第一回指定の會社に對して令書を交付せられました。一月十七日に軍需當局談として新聞に發表してあります。これは小さな活字でありますからお見落しがあるかも知りませんが、或はその趣旨をはつきり

御認識願つて居らぬ節があるかも知りませんので、補足的説明を致しますと、百五十の會社を選びましたのは、軍需會社法の運用といふものがどういふ風に行くか分りませんので、役所の者も會社に居る方もテストをする必要が有ります。そのテストをするのにも多からず、少からずといふ會社の數を選んだのであります。しかしこの際軍需會社に指定して、生産責任制を確立して、是が非でも生産増強をしなければならぬといふ業種若しくは企畫につきましては少し數を増す。具體的に申しますれば輕金屬關係、人造石油關係がこの代表的部門であります。この二つの積極的な理由に基いて百五十が選ばれたわけでありまして、次に消極的な理由と致しましては、直ぐ軍需會社に指定をしては、まだちよつと動かし工合が分らないといふ餘地がある部門につきましては、如何に生産増強上の要請が強くても、第一回に選定してありません。これを具體的に申しますれば炭坑鑛山といふやうな鑛山關係、電力の生産に關する企業といふやうなのは、その重要性は極めて大であります。國家の要請と致しましても生産増強しなければなりません。軍需會社法の運営上、まだ検討すべきものが残つて居りましたので、これは第二回以後に譲られたのであります。随つて第一回の百五十の中に入つたからといふので、自惚れること勿論禁物であります。われこそは天下一流の會社の列に入つたといふので、自惚れるべきではありません。某

々會社の如きはこの際生産増強の必要上から、普通の考へから見ましたならばもう一年も後に軍需會社にならなければならぬやうなのが、直ぐ指定してあります。それから又逆を申しますれば、當然軍需會社になるべきだと自他共に許されたやうなもので、洩れて居るのがたくさんあります。殊に航空機に於きましては大體機體の工場をやつたのであります。部品はやつて居りません。航空機の部品は實に重要であります。部品の會社については指定を第二回に移してあります。かういふやうなわけでありまして、第一回の選に入つたもの決して自惚れるべきでもなく、それは今申しましたやうな理由で選んだのであります。第二回には恐らく百五十よりもつと多くの數のものが近い内に指定せられると思ひます。第二回に入つたからわれこそは安心だではないのであります。第二回、第三回、これは國家の要請も相當廣い範圍に及ぼすべきでありますけれども、重要度とか會社が立派とかいふことからばかり軍需會社の指定をして行くのではないのであります。本日御列席の既に指定せられた會社のお方はその御覺悟で、軍需會社としての責務遂行に邁進して戴きたいと思ひますし、又洩れて居る會社のお方でも、國家的要請の重要な企業の部面でありますれば、その會社の大小閱歷等を考へて、近く必ず指定せられるものであると私は考へて居ります。前置はこの位にして軍需會社法の内容に入ります。

三 軍需會社法の内容

軍需會社法の施行につきまして勅令が制定せられて昨年十二月十七日施行になつたわけでありませんが、軍需會社法の中で大體軍需會社といひ得るものが三種類あります。これは軍需會社法の第二十二條に書いてあります。その第一は軍需會社法が完全に適用せられるものであります。『軍需事業ヲ營ム會社』これが軍需會社法の全部が適用せられるものであります。軍需會社の本格的なものであります。軍需事業の範圍は施行令第一に定めてあります。第二は軍需事業を營む會社以外のもの、例へば營團、組合、個人といふやうなものについては軍需會社法中必要な規定だけが準用せられます。それについては軍需會社法施行令第三十條に書いてあります。これは必要な規定が準用せられます。一番目のものであります。もう一つ準用せられるものがあります。それは軍需會社法の第二十二條のあとに書いてある軍需事業は營みませんが、軍需充足上必要な事業を營む會社その他のもの、例へば運輸、交通、倉庫、配給といふやうなことを營みます會社その他のもの、これにも軍需會社中必要な規定が勅令の定むるところによつて準用せられることが出来ますが、今回制定交付せられて居ります勅令以下にはこの準用のことがまだきめられて居りません。逆に申しますれば、運輸、交通、倉庫、配給等の軍需事業ではないが、軍需充足上必要な事業を營む會社その他のものに對する軍需會社法中必要な規定の準用についてはまだ勅令の御制定を戴いて居りません。

次に軍需會社法の第十條では勤務管理と資金調整と經理に關して必要な命令を主務大臣は致すことが出来ますが、この中勤務管理と資金調整につきましては、別に單行の勅令の御制定を仰ぎますやうに今審議中であります。さうなりますと直ぐ資金調整、勤務管理について主務大臣が措置が出来なくては困りますので、暫くの間の措置と致しまして、軍需會社法施行令の第九條、第十條に必要な命令がなし得るやうになつて居ります。でありますから皆様の一番關心を持たれます資金調整については、軍需會社法はならん觸れて居らぬ、一向手續を簡略にして呉れないといふ御感想が致すと思ひますが、これは軍需會社法の第十條に基きまして、別の勅令の御制定を仰ぐやうに、政府としては方針をきめて、折角案文の審議中であります。勤務管理についても同様であります。經理については軍需會社法施行令の第十條に必要な命令がなし得るやうに定めてあると同時に、軍需會社法施行令の第二十六條に經理に關する勅令について、適用排除若しくは特例を設くるやうにしてありますので、これによつて經理統制については軍需會社に關する限り、特別の簡略措置が出来るやうにも陣立がなつて居ります。但し現在の所特例は十分ではありません。

次に軍需會社法第十一條、即ち協力關練設定に關する命令に付てであります。これは勅令、省令等で法規的な規定を置かなくても、この法律の第十一條から協力關係、即ち親會社と子會社、小會社と孫會社、親會社と孫會社といふやうな關係を命令し得るのでありますので、勅令、省令等にはなんらの規定がありません。

施行に就ての苦心

楮、軍需會社法の施行につきましてどういふところに苦心を拂はれたかといふことであります。施行に關する責任の課長と致しまして私が苦心致しましたところはどういふところかと申しますと、國家の重要企業の國家性を附與し若しくは明確化し、生産責任制の確立といふことが軍需會社法の題目でありますから、これに苦心を拂つたことは申すまでもないことであります。その他の點で二つのところに大いに苦心を拂つてあります。その第一は統制取締若しくはその他の法令の規定を出来るだけ外し又は特例を設けて、軍需會社は生産責任者を中心として思ふ存分戦力増強について活動して戴くといふところであり、法規について適用の範圍を若しくは特例を設けまして思ふ存分働けるやうにするといふことであります。次はいろいろの要求や命令を政府から出すのでありますから會社に於ては經理上の不安を除去すること即ち、さういふこと

があつてはとても損が行つて堪らぬといふことがないやうにするといふことであります。これらの内容については逐次御説明致します。尙ほこれはどこでも問題になつて居ることではありますが、軍需會社法は生産責任制の確立、隨つて責務の追求ばかり一生懸命であつて、即ち必罰ばかり一生懸命であつて、信賞がない。賞める方が一つも書いてないといふことであります。それはもう既に皆様には御存知であることであります。法令でやりますから賞めるやうなことは書かないで、結局縛るやうな規定が多くなつて居る。手續の規定ばかり多くなつて居りますが、政府の軍需會社運營の方針と致しましては必罰ばかりでなく、信賞にも意を用ひ、必要な措置を講ずることを方針としてきめられて居ります。

軍需會社法と管理令

次に内容に入ります前にもう一つ御説明を要することは、軍需會社法による軍需會社の運營と工場事業。管理令によります工場事業場の管理とは如何なる差異があるかといふ點であります。あるが儘の工場事業場に對して主務大臣が管理といふ網を冠せ、そこに管理監督といふ手を入れて生産増強を圖らうといふが工場事業場の管理であり、露骨に申しますれば、強力に管理監督として生産を擧げて行かうといふやり方であり、隨つてその工場事業

場にはこれの附屬する企業態に對して性格を變更したものでなければ、適用する法令に於いて差異があるわけでもありません。唯監理官を配し主務大臣の監督權の發動によつて監督指導して行かうといふのであります。軍需會社に於きましては、勿論主務大臣の設置監督も必要であります。又これも全然ないわけではありませんが、その主眼と致しましては軍需會社としたものにはいろ／＼の束縛を外して、生産責任者を中心として思ふ存分に働かせるといふやり方でありませう。随つて軍需會社の指定といふ網を被せますが、その被せるについては内容を變へ、適用する法規について特例を設け、さうして出來得べくんば政府はちよつかいをして思ふ存分一定の方向に向つて働いて貰ふといふやり方でありませう。ここに大きな差異があるわけでありませう。でありますので、或る企業に於てはまだ手を取り、足を取りして指導監督をすることが必要だ、任せて行くといふことでは豫期の目的が達せられないといふ企業については、軍需會社の指定は行はず工場事業管理令に依る管理工場事業場の指定をする方針なのであります。随つて軍需會社法が出來たからも全部管理工場はなくなるといふことに即断せられてはいけません。又逆にと申しますと、軍需會社になるのには一遍管理工場になつて、それから軍需會社になるのだと即断せられてもいけません。必要があれば管理工場にならずに直ぐ管理工場でな

いものが軍需會社になるものがあります。軍需會社に指定せられた管理工場になつて最後まで管理工場で残るものもあります。軍需會社の一般的説明はこの位にして置きまして内容に入りたいと思ひます。

軍需會社の責務

軍需會社法の第三條といふのは一番大事な條文でありまして、軍需會社の責務といふのは必ずしも軍需會社法第八條の生産命令から出るものではありません。第八條を見て戴くと分るやうに、『命ズルコトヲ得』であります。軍需會社に指定せられたならば、その會社として國家の要請を果すといふ責務があるわけでありませう。生産命令によつて何月何日までい／＼のものを作れといふ命令が來なければ責任がないといふものではありません。或は民間業者からの發注の形において、或は發注官衙からの發注において、若しくは監督官廳側の指示、統制會からの指示等によつてその會社に示されて居ります大體に於ける生産に關する責務、それが國家の要請として第三條から生産責任制の責任となつて來るのであります。假になんらさういふものがどこからもない、唯注文を受けて居るだけだといふ會社が軍需會社になりませう、その注文即ち國家の要請でありませう、それを果すために最小の資材と最小の勞務とを以て豫定のものを作るといふところに責務があるわけであ

ります。勞務者の能率を一向上げずに勞務者を多く使ひ過ぎる。原料、材料、副資材等を多く使ひ過ぎるといふやうなことがありますれば、そこに軍需會社としての國家の要請に副はないところがありませう、生産責任者、生産擔當者としての職務を怠るものとして懲戒を受けるといふことがあるかも知れませう。軍需會社の生産命令によつて明確にすること勿論一番い／＼のであります。必ずしもその業種業態によりましては、生産命令によつてその會社の生産數量が具體的にはつきりするものばかりあるとは限りませう。生産命令の出る場合もありますしさうでなくてその會社の立場に於て國家の要請する生産量といふものが、明示若しくは黙示の間にきめられ、その遂行について全智全能を傾倒するといふところに軍需會社の責務遂行があるわけでありませう。随つて軍需會社法第八條による生産命令の數字のみを頭に置いて、責任がどうだ、あれがどうだとかかりいふべきものではないのであります。生産命令による數字、勿論これは大事なものであります。生産命令の數字が比較的甘くて、それに達したからといふので生産責任者以下が責務を果したものと必ずしも云へませう。若しも勞務者の使用に於て先づ能率が上らない、副資材の使用について悪ければ、そこに職務の懈怠が出來るわけでありませう。軍需會社の責務遂行についてい／＼のことをいはれます。いつたい軍需會社が生産を上げるといつて見た

ところで、勝手になるものは一つもない。勞務だつてみな政府、資材だつて政府、何も出來やしない。そんなに責任を負ふなんといつてもそれはどんな責任だ、それは政府又は官廳と共同責任だ、管理事務を擔當する官吏と共同責任だ、統制會と共同責任だといふことを種々言はれますが、この考へ方に付ては私は得心がまゐりませう。私の言ひ方が少し亂暴であります。共同責任とか連帶責任とか言はれるのは何かと云へば、自分の責任を少しでも軽くしたいといふ考へ方から出て居るものであります。自分が玉碎する、思ふ存分國家に御奉公するといふ考へを持つて居るのではない。自分が少しでも責任を逃れたいから共同責任を言ひ、連帶責任を言ひ、責任の分界を云々するのであります。私はその考へ方は決戦下總員戰團配置に就いた場合の考へ方として、日本人には許されない考へ方だと思ひます。アツツ島に於て山崎部隊長が玉碎せられた時に、共同責任とか、責任の分界を絶対に言はれたことにはないと思ひます。軍需會社の生産責任者はアツツ島の山崎部隊長になつて貰ふことを國家は要請して居るのであります。責任の分界とか共同責任とか言つて、自分の努力をどこかで手加減して責任を逃れようといふやうな考へ方では、軍需會社は不適當であります。驀らに走るのではありません。脇を向いたり後を向いてはいけません。村社選手がベルリンのオリンピック大會でフィンランドの選手にどんなにかかは

れども、暮らに一萬五千メートル走つたのであります。あれであります。タラワ、マキン島の玉碎勇士と同じであります。まして、脇見をしたり横見をして、自分の責任の分界とか責任がどうかといふやうなことを考へてやるべきものではないと思つて居ります。即ち資材が來なければ來ない範圍に於て軍需會社の生産責任者及其の他従業者は最善を盡すのであります。全智全能を盡すのであります。資材が來ない、勞務がないといふことに責任を轉嫁して、生ぬるい態度でゐることは絶対に許されません。敢闘精神の不足な國技館の力士が出場を禁ぜられる時代であります、一億敢闘あるのみです。こゝに生産責任者の眞意があるといふことを御理解願ひたいと思ひます。この中でお聞きになつた方があるかも知れませんが、一月十五日に航空機關係の仕事が陸海軍省から軍需省へ移りました時に、航空兵器總局長官遠藤中將閣下は、航空機關係の會社の方數百人を軍人會館にお集りを願はれまして次のことを云はれました。軍需會社法による責任の追求は嚴重である。共同責任、その邊の分界が不明瞭であるといはれるが、遠藤中將閣下は云はれる『自分は軍人になつて三十何年もさういふ方面の厳しい陸軍刑法、陸軍懲罰令とかいふものゝ中に居つて、なんら自己の責任追求といふものについて規定が苦しいと思つたことは一つもない。一生懸命やる者のためには一生懸命やらない者は制裁して戴くことによつてむしろ保護して貰

ふものだ』といはれて居ります。軍需會社の責任制も文字に書いてありません責任を頭に置かないで、この際の國家要請に向つて暮らに玉碎部隊の將兵になるといふつもりで、軍需會社の運営に直接携り、若しくは輔佐し、又は協力してをられる方々の玉碎的敢闘を願ひして已まないものであります。

生産責任者について

次は生産責任者について御説明申します。生産責任者はその會社の代表者として唯一人であります。他の代表権を持つて居りました取締役は代表権がなくなりません。司法省の公文が登記官廳に行つて居りますが、生産責任者の登記は取締役の欄に、代表権を有する者は、生産責任者一人でありますから、從來代表取締役として登記してあつた生産責任者以外の方の變更登記をしなければならぬといふ風になつて居ります。随つて専務、常務といふ名前をお使ひになることは勝手ではありますが、専務とか常務といふ名前があるから代表権があるものではありません。會社の代表権を持つて居ります會長、社長、専務とか、生産責任者以外に假にあつても、それは代表権はないわけでありまして。名前だけお使ひになるものであります。定款に三人の代表取締役を置くやうに書いてありまして、生産責任者一人だけしか代表権がないのでありまして、他の人は代表権者で

はないのでありますから、そこに定款の變更を行はなければ表権代理の成立する虞がありませんから、定款を改正して頂くのがよいのであります。軍需會社の都合で定款をそのままにしてをかれるのを一應黙認するにしても、或は改正を正式にお願ひんすることがあるかも知れません。假に社長以外の方が生産責任者になられました場合には、社長と雖も名前を持つて居るだけで、即ち名譽社長でありまして會社の代表権は生産責任者一人に歸屬するのであります。生産責任者には選ばれるものの資格、これは合名會社、合資會社、株式合資會社については勅令に或る程度の制限がありますが、株式會社と有限會社は誰を生産責任者に選んでもいゝやうになつて居ります。これはいざといふ時にどういふ手を打たなければならぬかも分りませんのでかういふ風にしてありますが、政府の運用方針と致しましては社長である方が生産責任者になることが望ましいといふ風に考へて居ります。なぜならば軍需會社にすることにより一番大事なのは、その會社の人々が全部火の玉の團結によつて生産増強をすることでありまして。即ち軍需會社全體が人の和を得て責務遂行に當つて戴くことでもあります。徒らにごた／＼を起すことを望んで居りませんので、そのためには會社の社長である方が生産責任者になられることを政府としては希望して居ります。唯そこにいゝの理由がありませうから、生産責任者に社長以外の方でなられる場合も

認めます。今度百五十の會社が指定せられました中で、數個の會社は専務が生産責任者になつて居られるところがあります。それはその事由を一々承りまして、その選定を軍需省としてお認めをして居るものがあります。次の問題は生産責任者は一つの會社に一人だが、一人の方が數個の會社の生産責任者を兼ねることが出来るかどうかといふ問題であります。これについてはその業種業態によりまして一人に兼ねる方が却つて生産能率を上げるのに支へない時一人に兼ねる方が却つて生産能率を上げるのにいゝやうな場合には、特例と致しまして兼ねられることを認めますが、原則としてはどこまでも一人一會社といふことで行きたいといふ風に政府は思ふ、殊に現に兩社の社長である方が二社の生産責任者を兼ねられてゐる場合は一應認めることとしてをります。生産責任者が辭表を出すことをいけなしいとは申しませんが、それは辭表を出すだけでありまして責任の地位から去る、即ち本當の辭職は主務大臣の認可がなければ出來ません。生産責任者はこの意味に於て任期なしであります。取締役として三年の任期が商法に書いてあつても生産責任者には適用はありません。某特殊會社の總裁として任期四年と特殊會社法に書いてあります。なせさういふ風にしたかと申しますと、生産責任者はアツツ島の山崎部隊長になつて貰ふためでありまして、任期があつ

少ししかないために、この際派手なことをやつて去らうといふ考へを持たれたり、任期が近いので腰が浮いてはいけないのであります。どうしても送めなければならぬといふやうな時には、主務大臣の認可によつて送ることを認めることとしてをります。さうでない限りは、幕下に玉碎的敢闘をやつて貰ひたい。但し政府から見ましてこれはどうもまづいといふ時には、解任を命ずることがあるのは軍需會社法第四條に依りますが、とにかく従來の商法の規定とか、特殊會社法その他のものによつてきまらずに任期に拘らず、生産責任者はその地位にあるわけでありませぬ。これは軍需會社法施行令から見ても當然さう考へられますが、往々にして誤解を招くかも知れませぬから、軍需會社法施行規則第四條にはつきり定めてあります。

次は生産責任者の代表権の範圍、性質であります。生産責任者の代表権はその會社の營む事業全部に及ぶのであります。具體的に申しますれば、淺野セメント株式會社といふものが第一回の軍需會社に指定せられました。その指定せられた軍需事業は何かと申しますれば、アルミナの製造であります。決してセメントの製造ではありませんが、淺野セメント會社の生産責任者の代表権は淺野セメントの事業全部に及ぶのであります。既ちセメントの製造にまで及ぶのであります。唯その時にその代表権の性質としましては、軍需會社の指定令書に書いてあります軍需事業アルミ

ナの製造といふことについては、軍需會社法に定むる責任を政府に對して負ふものであります。セメントについては軍需會社による政府に對する責任を負ふものではないのであります。これは何も淺野の例だけではありません。若し軍需事業に付ては生産責任者でよいけれども、非軍需事業に付ては取締役三人置いて合議制で行つて貰はなければ困るといふやうに、會社自體に不便都合があつていけなといふお申出がありますれば、官廳側と致しましては會社を分離することに御協力致し、資金調整法その他の認許可の手續について敏速にやりますやうに方針をきめて居ります。何もこれは分離を慫慂する意味ではありません。

それでは、生産責任者のさういふ代表権はどこから來るかといふのは、軍需會社法施行令第六條の第一項であります。『生産責任者は責任會社を代表し其の業務を總理す』この書き方は特殊會社に於ける總裁とか社長とかの代表権、業務總理權と同じ書き方でありませぬ。随つてこの第六條第一項の規定によつて生産責任者が代表権、業務總理權を持つといふことは、商法そのまゝの會社であるものに、その代表者については特殊會社的な性格をちつぽり盛つたといふ風に考へられます。逆に申しますれば、商法で出來た會社そのまゝではない代表者については特殊會社の代表者と同じやうな規定を法律の委任によつて勅令できめられたといふところに、商法で出來た會社そのまゝが軍需會社

となつたのでなく、少し性格の變更が行はれてゐるといへないことではないのであります。

生産擔當者についても商法に於て支配人に類似してゐるが別個の機關を作つたといふところで少し商法そのまゝの會社と違ひます。私共と致しまして成べく商法で出來た會社そのまゝに國家性を明確化したいと思つて随分苦心致しましたが、これも生産責任者に代表権を附與するのにはかう規定せねばどうも行かないので、かういふ風に定められました。その結果が商法で出來た會社そのまゝ、軍需會社にしたいと思つたのが少し違つて居ります。即ち商法に規定されてゐる支配人と少し異なつた生産擔當者が置かれる點で、商法に依る會社そのまゝではないのであります。

次の問題は第六條の第二項であります。『生産責任者事故アルトキハ』とあります事故といふのは事實上の事故と法令上の事故であります。事實上の事故とは病氣とか旅行とかでありますし、法令上の事故とはこの軍需會社法に關する限りは懲戒處分を受けて、近くもう解任だといふ判決が下されて居るやうなものであります。さういふものが出て來て生産責任者としてやるのはおかしくなりますから、法律上の事故と云へます。さういふ時に代理者をきめることになつて居ります。又、次の生産責任者がきまるまでの間の仕事を誰がやるかをきめるためには、第六條の第二項

の規定があります。これは本當をいひますれば理屈であります。實際生産責任者が一週間位出張したからといつて代理者を置く必要がない。電報で處理をすることが出來ます。まさかこの時代に外國に旅行せられる者もない。生産責任者が死んだからといつても、直ぐ重役會を開きさへすれば生産責任者の選定が出來ますから、さう長い間缺員である場合はない。二週間以上選んで居なければ主務大臣が任命致しますから、結局理論的に缺員のある場合に生産責任者の職務を行ふ者を置かなければならぬのであります。随つて第六條第二項によつて順位のきめられるもの、必ずしも取締役たるを要しません。又この順位が何も副大統領をきめるわけではありません。アメリカでは大統領が死ぬならば副大統領である上院議長をやつて居る者が直ぐ大統領になつてしまふといふのであります。生産責任者の代理は副大統領ではありませんので、この順位は生産責任者が事故のある場合便宜上きめる意味のものであります。これによつて會社の生産責任者以外の重役の順番がきまるものだといふ風に、あまり固く考へられる必要のものではないのであります。この間某會社の生産責任者が來られまして、あの順位をきめるには誰にしていゝか分らぬといはれますからそんなものではない。あなたがいゝと思つた方をきめておけばいゝ。これによつて重役に序列をつけるのではないので、極く軽い意味できめて下さい。一人でも二人

でもいゝと申しました。或る會社では十人位並べてありますから驚いた。之はナンセンスです。十人も代理者が出るやうでは駄目であります。精々二人であります。それも代理者でありますから、手許に居る人でなくては駄目です。それが第六條の第二項の見解で、あまりに眞面目に固く解釋してゐる生産責任者がありますから、私は案外に思つて居ります。この點よくお話を願ひます。

生産責任者に就て

生産責任者はこの位にして次は生産擔當者のことを御説明申します。生産責任者と生産擔當者の同じところは何かと申しますれば、政府に對して責任を負ふものであるといふことであります。生産責任者も生産擔當者も會社部内に於ける私法上の地位にあるのみならず、公的地位として政府に對して責任を負ふ者であります。ここが同じところでありますが、違ふところは生産擔當者は生産責任者の指揮の下に擔當業務について責任を負ふものであります。即ち生産責任者の部下であります。隨つて生産擔當者を置くべき場所、それを任命するやり方といふやうなことは、一應全部生産責任者に任せてあります。任せてはありますが、やはり國家要請に即應するためにこの生産擔當者はまづいといふ時には解任を命ずることが出來ます。生産責任者は

ここにはやはり生産擔當者を置いて貰はなければ困るといふところには、生産擔當者を置くべき場所を命じ得るやうになつて居ります。その生産擔當者にどの位の職務権限を持たせなければならぬかといふ問題であります。私は最小限生産擔當者は支配人にしたい。取締役勿論結構だが、最小限支配人にしたいといふので、いろ／＼研究致しましたが、生産擔當者といふのは本店又は工場事業場に置くことに法律できめられて居ります。支配人は商法によつて本店又は支店に置くものであります。どうしても生産擔當者を支配人にするといふところには法律の技術上無理がありませんので、生産擔當者は支配人ではありませんが、支配人に近似した職務権限を持つやうに軍需會社法施行令第八條第一項にきめられたのであります。即ちここで支配人とどこが違ふかといへば、支配人はその會社の業務についてのこれらの権限を持ちますが、軍需會社の生産擔當者の場合には『當該軍需事業ニ關スル』といふ軍需事業といふことになつて居ります。それで例へば淺野セメントの場合にはセメント會社の業務についてのこれらの権限ではなくして、淺野セメント會社の中の指定令書に書いてある軍需事業についてのこれらの権限を有するわけであります。生産擔當者は支配人にはありませんから、登記の手續これが施行令第八條に定められてゐるのであります。偶々、私が某支店の支配人であり、その支店が偶々工場事業場であつて私が

生産擔當者ならば、私は二つの登記を致します。支配人と生産擔當者の登記を致します。唯、この生産擔當者の登記は、この軍需會社施行令にも書いてありますやうに、支配人登記簿にするのであります。併し決して支配人ではありません。生産責任者は施行令の第六條第一項の規定によりましてそのまゝ代表取締役でありますから、取締役の欄に登記をするといふことにきまつて居ります。隨つて登記のことは軍需會社施行令には別に定められてありません。生産擔當者は支配人ではないのでありますから、登記の規定が施行令第八條に詳しく書いてあります。生産擔當者を置くべき場所をどういふところにするかといふことは、生産責任者の勝手であります。一應は關係主務大臣、官廳側と致しまして、國家要請に即應するかどうかといふ見地で必要な御相談をする場合があります。相談位でいけない時は傳家の寶刀を抜いて命令し得るやうに定められて居ります。問題は本店に於ける生産擔當者はどういふところに置くかといふことであります。これについて一般的にいひ得ることは、生産責任者の責任を曖昧にするやうな生産擔當者の置き方はいけないといふことであります。社長が生産責任者となり、副社長が生産擔當者になるといふことは、同じ仕事を二名でやることになりまますから、生産責任が曖昧になつて不適當だ、本社各部長を生産擔當者にして、その上に坐つて私は全部部長に任せて生産擔當者にしてあり

ますからといふことも適當ではないと思つて居ります。それではどういふところに本店の生産擔當者は置くかといふと、本店の生産擔當者には二種類あると思ひます。一つは生産責任者のスタッフといふ資格で居る場合、例へば資材部長とか經理部長といふやうな方が、生産擔當者として生産責任者を輔佐すると云ふ様な場合であります。次の場合は生産責任者と現場の工場事業場の生産擔當者である所の艦長とか隊長といふ人との間に師團長とか艦隊司令長官として居る所の生産擔當者即ち生産責任者が軍司令官でありますれば、眞ん中に師團長として生産擔當者が居り、その下に各工場の生産擔當者が隊長格で居るといふ場合であります。この例は私はどこでも申しませんが、三菱重工業のやうな場合の航空部門を擔當する方が本店に居つて生産擔當者になるが、これは幕僚ではない。その下に航空機の工場の生産擔當者をしめくくつて居るといふのであります。幕僚である本店の生産擔當者は現場に指揮命令は出來ない。唯師團長か又は軍司令官である生産責任者を輔佐する者であります。師團長格である生産擔當者は自分の下に生産擔當者を持つて居ります。生産責任者が現場の生産擔當者に指揮いたします場合は生産責任者は中間の生産擔當者を経ずして、直接現場の生産擔當者を指揮してはいけないと思ひます。なぜかとなれば、現場に居る生産擔當者への命令が上の本店にゐる生産擔當者と生産責任者と兩方

から下されては命令が二途に出ていけないから、さういふ生産擔當者を本店に置いた場合、生産責任者はすべて師團長格の生産擔當者を經由して、又それに命じて、そこからでて行く。陸海軍の指揮系統がさうであります。即ち命令がどこまでも二途に出ないやうに生産擔當者を並べた以上は、生産責任者は命令が二途にならないやうにやらなければいけません。軍需會社法第五條の『生産擔當者へ政府ニ對シ生産責任者ノ指揮ニ從ヒ』とありますが、その指揮には直接の指揮と生産責任者が命じた生産擔當者の指揮を受けるといふ間接なものがあるのであります。

次に生産擔當者についてももう一つ申上げるとは、生産擔當者はどこまでも本店の場合、は幕僚が師團長、これはいゝが現場の工場事業場の生産擔當者は聯隊長でありますから、いつも現場に常に居る人でなければいけません。聯隊長が半分はそこに居らぬとか、三分の二しか居らぬといふ聯隊長はないのでありますから、例へば某工場の工場長を生産擔當者にせずして、本店の取締役を生産擔當者にするといふならば、本店の取締役はその工場に常駐するやうにしなければならぬ。工場事業場の生産擔當者として任命せられた者がそのところに常時居らないといふやうなことは、生産擔當者としての責務遂行上むしろ支障のあるものと考へて居ります。どこまでも生産責任者、生産擔當者は軍需會社に於ける軍司令官若しくは師團長、聯隊長であり

ます。その會社を握つて國家の要請する生産増強の目的に玉碎するのでありますから、單に坐つて居る、電報で指揮すればいい、電話をかければいいといふのではいけないのであります。

軍需會社の從業者

次は軍需會社の從業者のことです。これは私は専門ではありませんからこれには深く觸れたくないと思ひます。國家總動員法によつて徵用と看做されまして、軍需會社法の二十一條に定むるところによつて政府がこれに懲戒を致します。これは生産責任者、生産擔當者の具狀を基にして懲戒を致します。その懲戒は天下に公告致します。

さて、軍需會社はどの程度發表せられるかといふことでもあります。軍需會社の名前は官報に告知致します。さうして生産責任者の登記の時に登記簿の豫備欄に、何年何月何日何大臣より軍需會社に指定せられたりと書くやうになつて居ります。この意味に於て天下に周知せられますが、軍需會社の生産責任者が誰かといふことはそれで宜しいとして、生産擔當者が誰かといふことは、これは登記簿に書くだけであります。工場事業場の所在地といふやうなことは積極的に發表するのは不適當と考へて居ります。この點については初め軍需會社法が起案せられて、第八十三議會に於て審議せられる時分には政府の態度として、軍需會社

の名前も告示しない。生産責任者といふ資格では登記もさせないかも知れぬといふ風に考へられて居りましたが、これではどうも不適當であります。取引の圓滿を期する上に於ても、第三者の立場を擁護する上に於ても、どの點から見ても不適當でありますから、軍需會社の名前は告示を生産責任者の登記をすることに定められましたが、その工場事業場の名前とか所在地を知らせることは不適當だと思つて居ります。初めは會社の名前すら防諜上知らせない方がいゝと考へられて居りましたが、それは一般取引の上から見ても困るからといふので、會社の名前と生産責任者の名前は發表するやうに致しましたが、工場事業場の所在地等を積極的に示すやうなことは不適當でありますので、私のところにあります軍需會社の關係の書類は秘密扱ひに致して居ります。軍需會社、即ち國家が生産増強上必要と認めて居ります會社の所在地、工場の所在地が若しも不用意に敵側に分りますことは不適當でありますから、この點は特に御注意願ひたいと思ひます。

決議と原案執行

次は施行令の第十九條、第二十條、第二十一條であります。第十九條は特別決議を普通決議による問題であります。第二十條は所謂原案執行權を生産責任者に與ふるものであります。第二十一條は原案執行よりもつと強く、株主

總會を開かなくても宜しいといふ場合をきめたのであります。第十九條の場合に於ては會社の目的の變更といふやうなことは普通にはいけないが、政府が命じた場合ならいい。第二十條は主務大臣の認可を受けなければいかにいふことに定められて濫用を防いであります。第二十一條は主務大臣の認可だけではまだ濫用の虞がありますから、政府が命じた仕事をするといふことの必要と主務大臣の認可と兩方から間口を制限して居ります。第十九條、第二十條第二十一條の規定を見て、若いお方の中には昭和十六年の經濟新體制確立要綱當時の資本と經營の分離、指導者原理といふことが具體化せられたものだと思はれる方が若しもあるならば、夫れは軍需會社法の精神を曲解せられたものであります。これはどこまでも何々することを得といふ風に定められたもので、生産責任者が國家から命ぜられた責務遂行上必要とする道具を揃へたのであります。生産責任者がこれは特別決議を普通決議にして行かうが、原案執行で行かうが、株主總會を開いても説明も出来ぬのでありますから、開かずに行かうが、それは一に生産責任者が責務遂行上必要だといふ判断の下にやられる道具であります。現在國家が要請する戦力増強上軍需會社にはこの道具立を必要とするといふ絶対の具體的必要の前に出て来た法令の規定でありまして、資本と經營との分離といふことを計らうとしたイデオロギーの所産ではありません。このことを

十分御理解願ひたいと思ひます。その意味のことを東條總理大臣は第八十三議會に於て、軍需會社は民有民營の思想だと言はれたところであります。企業の國家管理といふのは勿論なく、資本と經營の分離といふやうな經濟新體制の時の考へ方をここに盛つたのではないといふことをはつきり申して置きます。

施行令第二十三條に於きまして、謄本を呉れ、抄本を呉れといふことを拒否出来ませんが、見せることは拒否出来ません。これらの閱覽も拒否することは、會社の中を暗闇にしてしまひまして、これこそ會社の性格を根本的に否定することになりますので、見せろといはれた時に見せることは義務であります。但し謄本を呉れとか検査するとかいふことは拒むことが出来るやうになつて居ります。この間も或るところで定款變更をし、會社の目的のところを書いてないやうなことをやらなければならぬ時は、これはどうなるかといふ質問がありました。初めは政府の命じた仕事は定款に書いてなくともして宜しいといふことを定めて頂かうと思ひましたが、定款に定めた會社の目的は相當幅の廣いものであります。これは會社の生命でありますから、これをさういふ規定で變更して行くのは不穩當だと思ひました。假に政府が命じたことが定款の目的の範圍外であるならばどうするかといふ問題に付ては、結局特別決議を普通決議にし、さうして普通決議で原案執行をするか、もう

株主總會も開かないで變更してしまつて、後で次の總會の時に報告するか、これは生産責任者の判断でやることにして戴く。とにかく政府が目的變更を命じなくても、政府の命じた仕事が會社の目的以外である時は生産責任者は簡易な方法で定款の變更が出来るよになつてをります。例へば政府が軍需會社法第十二條によつて定款の變更を命じ、第十二條若しくは第八條にある仕事を命じたならば施行令第二十一條によつて主務大臣が認可したら株主總會を開かなくても定款の變更が出来ますから政府の命令だけで會社の目的外の仕事をやるといふことだけは規定することを控へてあります。これも必要以上に商法の規定を無視しないといふ着意から出て居るものであります。即ち前提として軍需會社は會社であることを否定しないといふところから出て居るのであります。生産責任者が一番いゝといふ方法でおやりになることが出来るやうに道具立がしてあるのであります。

次は施行令の第二十五條、第二十六條に統制取締の法律が約二十と勅令が約十書いてあります。これでどういふところを外すのかといふのは施行規則に譲つてあります。施行規則を通讀せられた方は、何だあんなことを言つて、いくらも法規を外してないぢやないかと言はれますが、これは將來尙ほ擴張すべき場合を考慮して居ります。先づ第一回はこの程度の法規の外し方、將來は軍需會社法の運用が

うまく参りますれば、この統制取締に關する規定の適用の排除若しくは特例の設定は逐次幅を擴げることになつて居ります。随つて上つて居る法律勅令の中でなら外されて居るものがないものも名前が上つて居ります。大體、以上のことが私が先程申上げた軍需會社法施行の場合に考慮した法令の適用を外して、思ふ存分に働いて貰ふといふことで苦心したところであります。

經理上の不安除去

次は經理上の不安除去で何をしたかといふ點であります。その點は法律第十三條に書いてあります。その第十三條に書いてあることを施行令では第十八條に書き第十八條の勅令の規定を施行規則の第七條、第八條、第九條といふところに又書いてありますが、此の經理上の不安を除去することを直截簡明に定めて頂くことに付てはすゝぶん苦心しました。これは金のことでありまして、或る程度より書けないので、私は實に遺憾に思つて居ります。少くともここに出て居りますことは、適正利潤は必ず差上げる。補助金、損失補償等は敏速輕快に差上げる。或るところで聞いたのですが、東北の或る村で五十錢の金が役場から來

た。何かと聞いたら三年前の水害の補助金だといふことでありましたが、さういふ補助金はいくらやつても意味をなさぬ。さういふことでなくして輕快敏速、的確に補助金などは交付してやる。さうして適正利潤は差上げるといふことは規定に盛り込まれてゐるのであります。これでは尙ほ十分でありますから、軍需會社法の運用方針として次のことをきめて居ります。補助金交付とか損失補償とかいふやうなことは價格政策によつて出来ないものについてやる。それも敏速、輕快、的確にやるといふ方針をきめて居ります。その價格政策とは何か、軍需省で申せば、軍需省が直接買ひます航空機等は調辨價格の決定に於て考慮致します。軍需省が買はないやうな資材類については、現にそれ／＼の資材でやつて居りますやうに、消費者價格と生産者價格に於て或る幅を置き、之を財政支出によつて補償するといふ價格政策を現に執つて居ります。この運用で行かう。かういふ價格政策の運用で出来ないものについて補助金交付とか損失補償をしようとする政府部内の運用方針としてきめて居ります。この邊で私の説明を打切つて、御質問に對してお答へすることと致します。

質疑應答

問 軍需會社法による指定を受けた會社或は事業場に於ける懲戒の點であるが少し緩かに當るのではないかと思ふ。この點如何……

答 實は初めは監獄へ入れるのはひどいにしても、閉門、島流しといふことを考へたのであるが、どうも日本の法律家の頭はそこまで參らないので、この程度のもになつた。尙ほ従業者については解職がない。これは解職必ずしも制裁にあらずといふので、従業者には解職がない。それではサボツて居る應徴士にどうしてやるかといふ問題であるが、これは特別の訓練錬成をやる、即ち鍛へ直す。昔陸軍には懲治隊といふのがあつて、監獄へ入れるのが能ぢやない。叩き直してやらうといふので懲治隊に入れた。さういふものを法令

のほかに考へて居る。まだ生温いといふ考へ方もあらうが東條首相のいつもの御言葉であるが、役人だけ偉くて民間の方は胡麻化することを専念して居るといふ考へ方はいかぬ。お互ひに信用して行かねばならぬといふ現在の政府の御方針も盛つて居る。

問 指定令書に書いてある工場の分工場は……

答 支店、營業所、出張所は軍需會社の中に含まれて、そこに居る者が徵用と看做されるかといふ問題であるがこれは軍需會社法としては看做されるが、軍需會社指定の主務官廳が違ふので、たとひ令書を出した官廳でそれを含めると一人合點をして居ただけでは徵用の手が打てない。なぜかといふと徵用は地方長官——東京都は警視廳が厚生省からの指令で行ふ。だから指定令書には支店、營業所、出張所等が書いてなければ厚生大臣から地方長官、警視廳

に行く書類にないわけであるから、今打合せて次の方針をきめた。指定令書に必ず書いて置くといふことにする。さうすると厚生省はそのまゝ所在地が分るから、關係の地方廳へ達する。それを貰はれた會社側では厚生省の規定によつて徵用の名簿を作らなければならないと思ふ。

今お尋ねの分工場と研究所であるがこれについては指定令書に書いてある所の本店若しくは工場事業場と所在地が同じところにあるならば、指定令書に書かない。本店、工場事業場と所在地が違ふところの研究所、分工場は指定令書に書く。指定令書に書いて、皆様の方も厚生省と軍需省から行く書類の間に間違ひないやうにする。第一回指定で不明瞭なものがあるから、これも支店、出張所と同じやうに照會を明日日中に出すから、それにはつきり書いて置く。序に説明するが、第一回の軍需會社の指定が腕ならしといふこともある

し、内輪のことをいへば極めて短い間に百五十選んだのでかういふ結果になつて居る。一つの工場の中で一體として運営せねばならぬのに、軍需會社として銘打つて來たものが一部で、まだ一部は軍需會社法施行令第一條の軍需事業に入るのに指定がなくこれは困る。これについては一つの工場の中で軍需事業の中に入らぬものはいけない。軍需事業に入る限り皆様の方から御意見を載せて書直す。指定令書の變更をするといふことで、これも分工場と一緒に照會をすることにして居ります。第一第二、第三工場は入つたが、第四工場も軍需會社法施行令第一條からいふと軍需事業になれる。それを指定の中に入れて貰はねばならぬ。これも明日日出す照會の回答の中に書いて載いて、成べく速かに指定令書の變更をして工場全體が軍需會社として動くやうに用意して居る。

問 施行令第二十五條及び第二十六條

の『必要アリト認ムルトキハ特例ヲ設クルコトヲ得』といふやうな場合には、これは手續上どういふ風にして宜しいか。

答 施行規則の別表一、二、三に書いてあるから、これを見て載けば宜しい。主務大臣が必要と認むるので、皆様の方でない。主務大臣が必要と思つて、施行規則の別表一、二、三を直す場合は勿論であるが、この時の皆様の方の御注意としては、施行規則の別表の一、二、三を見られる時、軍需會社に對し、軍需會社に關しと書分けてある。即ち軍需會社だけを對象として法規の適用を排除する場合と、軍需會社の相手方まで行く場合と書分けてあるから、それをよく讀んで載きたい。

問 分工場が追加せられる場合に、新設するが作業を始めて居らぬものはどうなるか。

答 新設して作業が始められる時に考慮する。但し物によつては何日頃か

ら建設に着手して、いつ頃に竣工して作業を始める、かういふものがあるといふことを書いて載ければ結構です。私共で調べれば分るのですから、それを入れるか入れないかは考慮する。

問 轉用工場は……

答 作業を開始して居らないで、いつ何日頃作業を開始するといふことを書添へて載ければ結構だと思ふ。

問 施行規則の別表に軍需會社とあつて括弧して説明があるが、それははつきりと……

答 軍需會社法による法令の適用排除とか特例は指定令書に書いてある。工場事業場で縦に切れるものはそれだけであります。會社や工場が一體としてやるものは、その中に軍需事業でないものが含まれても、會社全部に及ぶ。だから例へば淺野セメントが糸崎にあるアルミナ工場について言へば、アルミナ工場だけでなければならぬ。その生産擴張資金の

ことでは言はねばならぬが、隣りのセメント工場に擴げて来てはいけな
い。併しセメントとアルミナを一緒
にした株主總會は縦に切れないから
全部引つ繰めて商法の特例も出來
る。

問 今まで地方長官宛に出して居た申
請書、例へば貸金統制令のやうなも
のについての申請書は、以後軍需大
臣の指定する所謂監理部長と思ふが
それに申請する場合の手續はどこを
經由すれば宜しいか。

答 地方長官に行くものが變更されて
居らなければ地方長官に出さなけれ
ばいけない。變更されて居れば地方
長官に出さなくてもよい。軍需會社
になつて居られるならば、軍需監理
部長はこれだけの権限を持つて居る
といふことが總動員局長から會社の
代表者に通牒されて居るから、それ
を見られれば分る。

問 生産責任者が取締役社長なる場合
責任者として出す公文書には取締役

社長は書かぬでもいいか。

答 どちらでもいい。

問 朝鮮は

答 朝鮮についてはどういふことにす
るか、今司法省と相談して居るから
ちよつと待つて下さい。その點登記
手續として白紙のところがあるが、
實際の活動には大して支障がないか
ら待つて戴きます。逆に朝鮮、臺灣
には軍需會社は施行せられて居ら
ないから、本社が東京にあり、工場
事業場が朝鮮、臺灣にあるものには
その朝鮮、臺灣にある工場は指定令
書には書きません。朝鮮、臺灣に本
社がある會社は今のところ軍需會社
になつて居らない。朝鮮に關する登
記の點がはつきりしないので今司法
省と相談してゐる。

問 株主總會の議長のやうなものはや
はり生産責任者がやるか。
答 さうです。假に會長がなられても
會長はロボットです。

問 生産責任者が取締役以外であつて

も

答 生産責任者即代表取締役である。
生産責任者として選任され、若しく
は主務大臣から任命せられたならば
代表權が排他的に生産責任者に集中
される。

問 勤勞管理に關する單行勅令の方式
如何
答 それは分りません。成べく早くや
ります。

問 秘密の範圍
答 秘密は軍需會社の工場事業場の所
在地、名稱等は積極的に發表しない
やうに：：：但し書かなければ契約も
出來ぬといふ時はいゝ。殊更發表が
ましいことはむしろ私の方でしない
から、皆様の方で協刀して戴きた
ら。

問 この法は朝鮮、臺灣等に施行され
ますか。
答 施行されるやうに打合せ中であ
る。

問 その場合の所管官廳はどこになる

か。

答 それは打合せ中である。成るべく
日本國內一途の方針で行きたいと思
ふが、外地には外地の特異性がある
から總督府側とうまく行くやうに相
談中である。

問 生産責任者の業務總理權と監査役
の監査權は

答 監査役の監査權は否定しない。實
は監査役の監査權を制限しようと思
つたが、これは内容的に何も事業の
遂行を積極的に妨害するものでなく
て、むしろよく見張つて貰ふもので
すから、むしろ政府としては監査役
に見て貰つた方がよくなるか、否定
しない。

問 生産擔當者の職務權限に制限を加
へることが出来るか。

答 生産擔當者の職務權限に生産責任
者は制限を加へられます。がそれに
ついて次のことがある。善意の第三
者に對抗出來ないこと、主務大臣は
つけないといふことが出来る。制限

を加へた場合に届出することになつ
てゐるから、届出があつた時にそん
な制限をしては現場處理は出來ない
といふやうに考へたならば、その制
限はいけないと主務大臣は命ずるか
も知れない。制限を加へることは一
應可能である。

問 工場法に基く工場管理人はだんだ
ん撤廢せられますか。
答 工場法から來るものは別だ。工場
法の適用排除といふことがなければ
管理人は置かねばならぬ。工場法と
軍需會社法とは違ふ。

問 『生産責任者事故アルトキヘ』
一長い間毎日出張してゐる場合は

答 さういふ場合は宜しい。その場合
は本人のためにするから生産責任者
といふ責任の地位を去ることは出來
ない。唯判決があつたやうな場合に
は出張代理といふ客觀的事情は考慮
致しますが、責任の地位からは去れ
ない。

問 生産責任者が事故があつて、代理
人のやつたことについて生産責任者
は政府に對して責任を負ふか。
答 代理の原則に依り生産責任者の責
任は依然あります。だから代理人と
いふのは重役の順位だと思つて生産
責任者が選ばれたらとんでもない。

問 この場合職務の順位をきめた場合
に届出は

答 總動員局長の名前で軍需會社の指
定前の代表者宛、届出するやうに通
知が行つて居ります。

問 施行令の第二十條『同意ヲ要スル
事項』が出た場合個別的に認可を、
包括的に

答 それは個別的なものです。個々の場合に
主務大臣の認可を得て戴く。例へば
ここに定款の變更をしようとする
その變更をしようとするために原案
執行したいといふことを具體的に書
いて、主務大臣の認可を得なければ
ならぬ。包括的の認可を受けてやる
ものではない。

問 生産責任者が事故があつて、代理
人のやつたことについて生産責任者
は政府に對して責任を負ふか。
答 代理の原則に依り生産責任者の責
任は依然あります。だから代理人と
いふのは重役の順位だと思つて生産
責任者が選ばれたらとんでもない。

十人も言つて來られた方の眞意が分らぬ。精々二人で結構です。もう一つ重役に話して戴きたいのは生産責任者でも生産擔當者でもない専務や常務は浮いてしまふ。だから順位のところに並べてやらうと考へられた節があるやうですが、私共の考へでは専務とか常務とか言ふのは少しおかしくて、平取締役として會社内部の業務を分掌せられる。それが施行令第六條第二項に書いてある。下落したと思はれるがさにあらず、生産責任者といふ兵團長を輔佐する幕僚である。會社の仕事が一人の自然人で振廻せるものではない。平取締役たる側近の幕僚が輔佐する。陸軍の例で言へば聯隊長は勿論立派な人がならなければならぬが、師團參謀長は聯隊長以上立派な人がなつてゐる。參謀長といふのは輔佐役です。だから會社の經營に於ても決して取締役の仕事がないことにはならぬ。十分働かねばならぬ。それがど

うも今までの皆様方の考へが、役付の重役でないか寂しいのか仕事が出来ぬのかどうかいやがられて、成るべく生産擔當者にせめてして呉れといふやうな希望があるやうであるが本社に居つて生産責任者を十分に輔佐出來、生産責任制の遂行にお役に立つのであるから、この邊の頭は切換へて戴きたいと思ふ。さうせぬと會社の重役がたくさん居られれば、人材が遊ぶことになつてはこの人のない時に困る。それからもう一つ、私は最近工場を二三拜見したが、私は元來工場などに關係して居らない人間で、むしろ案外に思つたのは、現在の工場には人は集つて働いて居るが、これは悪く言ふと烏合の衆で、一定の方針の下に誰か指揮官が掌握して居る集團ではないやうである。即ち軍隊のやうに責任ある部隊長が握つて居る團體ではないやうである。休業時間でもないのにぶら／＼して居る者があ

る。軍隊では嚴罰である。今後軍需省としては軍需會社になつたならばその現場に居る者は生産責任者か生産擔當者を中心として會社全體の人を掌握し、統率して戴きたいと思ふ。一人の社長、一人の工場長がすつとみんなを並べて上に坐つて居るだけでは、軍需會社の生産責任制遂行の勤務管理の體制にはならぬと思ふ。即ち語を換へて言ふと、勤務管理の組織を軍隊化して戴かねば、本當に能率は上らぬと思ふ。さういふ意味に於ても、軍需會社に於ては生産責任者と生産擔當者が骨折れば、他の者は命令によつて働いて居ればいゝといふものではない。こゝに全部の者が戦闘配置に就かれることが必要だと思つて居る。それは私が軍人だから兵隊の提灯持するのではなく、何といつても一定の目標に向つて人の塊りがぶつかつて行くのには、軍隊の組織が一番立派である。軍隊にならつて、勤務管理の組

織化をして戴かねばならぬと思つて居る。

問 施行規則の第二十五條『主務大臣必要アルト認ムルトキ』必要あると認めて貰ひたいといふ申請することが出来るか。

答 それは駄目だ。第二十五條は皆さんの方のことでない。言はれることは参考にするが、第二十五條は主務大臣が必要と認めて法規を作るから言はれても直ぐ適用しない。資料にはするが、それが直ぐ法規を外すことにはならぬ。軍需省令の改正であるからその手續を要する。

問 法第二十一條の懲戒は生産責任者又は生産擔當者の具狀により行ふといふが、一方的に具狀すればいいか。

答 具狀といふのは生産擔當者、生産責任者が直接やる。従業者の場合はどこまでも生産責任者、生産擔當者の部下であるから、隊長の考へを尊重して、隊長が言つて來ればいい。

抜打で結構です。

問 生産擔當者である工場長がこれはいかぬといつて鐵拳を喰はしても、一歩外に出れば民法上の問題が出る。そこで陸軍刑法あたりを……

答 鐵拳で殴るのがいゝか他の方法がいゝかといふ規定は一つもない。鐵拳はいけないとなつて居るが、理窟ぢやない。そんなことを言つて來ても取合はぬ。昭和の初めか大正時代の自由主義の時の御心配で、今の裁判所はそんなものは取合はぬと思ふ。

皆さんのおやりになつて居る勤務管理は大部分甘やかしのものです。これは駄目です。そのために生産責任者、生産擔當者は誰が何といつてもその地位を去らせぬだけの保障があるから、思ひ切つてわさびのきいた睨みのきいた勤務管理をして戴く。きかなかつたらどし／＼具狀して下さい。政府は天下に公告して、社会的にも交際の出来ないやうにする。

それでも懲りない者は懲治隊に入れてやる。

問 今の懲戒は生産責任者、生産擔當者どちらでもいいのですか。

答 その位は生産責任者は生産擔當者に任して貰はなければ困る。生産擔當者は生産責任者の部下ではあるが直接政府に責任を持つて居る。生産責任者の命じたことについては生産擔當者は無責任である。生産責任者の命じた命令の範圍に於て生産擔當者は責任がある。二、二六事件の時も同じで、鐵砲射つた彈丸が實際人を殺しても、命令によつて射つた兵隊は無罪です。それと同じやうに、生産責任者が命じたことによつてやつた生産擔當者の行爲は生産責任者が全責任を負ふ。その命令の範圍で生産擔當者としてやるべきことに職務の怠りがあれば責任をとる。

問 施行令第二十條に主務大臣とあるが、これが二省以上の共管の場合には……

答 共管ならば両方です。施行令の第三十一條以下に主務大臣が書き分けてある。これをよく見て戴く。

問 本社で株主總會を開く場合、その

所在地を告示しては如何ですか。

答 必要なら已むを得ない。

問 名刺に生産擔當者と書く事はいいか。

答 お書きになつてもいい。併し要りもせぬところには成べく使はぬやうに：：宴會に行つて生産擔當者の名刺を出されても文句言ひません。

一 軍需會社法

(昭和十八年十月三十一日法律第百八十一號)

第一條 本法ハ兵器、航空機、艦船等重要軍需品其ノ他軍需物資ノ生産、加工及修理ヲ爲ス事業其ノ他軍需ノ充足上必要ナル事業ニ付其ノ經營ノ本義ヲ明ニシ其ノ運營ヲ強力ナラシメ以テ戦力ノ増強ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ軍需會社トハ兵器、航空機、艦船等重要軍需品其ノ他軍需物資ノ生産、加工及修理ヲ爲ス事業(以下軍需事業ト稱ス)ヲ營ム會社ニシテ政府ノ指定スルモノヲ謂フ

軍需事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 軍需會社ハ戦力増強ノ國家要請ニ應ヘ全力ヲ發揮シ責任ヲ以テ軍需事業ノ遂行ニ當ルベシ

第四條 軍需會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生産責任者ヲ選任スベシ

軍需會社生産責任者ヲ選任セザルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生産責任者ヲ任命スルコトヲ得

生産責任者ハ政府ニ對シ軍需會社ノ責務遂行ニ關シ會社ヲ代表シテ其ノ責ニ任ズルモノトス

生産責任者ノ會社ノ代表及業務執行竝ニ之ニ伴フ事項ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需會社選任又ハ任命セラレタル生産責任者ヲ解任セントスル場合ニ於テハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ解任ハ效力ヲ生ゼズ

政府生産責任者ヲ不適任ト認ムルトキ之ヲ解任スルコトヲ得

第五條 生産責任者ハ本店又ハ軍需事業ヲ營ム工場若ハ事業場ニ於ケル業務ニ關シ生産擔當者ヲ任命スルコトヲ得

生産擔當者ハ政府ニ對シ生産責任者ノ指揮ニ從ヒテ擔當業務ヲ遂行スルノ責ニ任ズルモノトス

政府ハ生産責任者ニ對シ生産擔當者ヲ置クベキコト又ハ解任スベキコト又ハ解任スベキコトヲ命ズルコトヲ得
生産擔當者ノ職務權限ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 命令ノ定ムル所ニ依リ生産責任者及生産擔當者並ニ軍需會社ノ營ム軍需事業ニ從事スル者ハ國家總動員法ニ依
リ徵用セラレタルモノト看做ス

前項ニ規定スル者ノ業務從事等ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 軍需會社ノ職員其ノ他ノ從業者ハ其ノ擔當業務ニ從事スルニ付生産責任者及生産擔當者ノ指揮ニ從フベシ

第八條 政府ハ軍需會社ニ對シ期限、規格、數量其ノ他必要ナル事項ヲ指定シ軍需物資ノ生産、加工又ハ修理ヲ命ズル
コトヲ得

第九條 政府ハ軍需會社ニ對シ受注若ハ發注、設備ノ新設、擴張若ハ改良、原料若ハ材料ノ取得、使用、保管若ハ移動、
技術ノ改良若ハ公開、試験研究其ノ他事業ノ運営ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲シ又ハ政府ノ指定シタル事
業以外ノ事業ヲ營ムコトヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

第十條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍需會社ニ對シ其ノ勤勞管理並ニ資金調整及經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト
ヲ得

第十一條 政府ハ軍需會社又ハ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ニ對シ其ノ間ニ於ケル軍需事業ノ遂行上必要ナル協力關係
ノ設定ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍需會社ニ對シ定款ノ變更、事業ノ委託、受託、讓渡、讓受、廢止若ハ休止、
合併若ハ解散又ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府第八條、第九條、第十一條及前條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ軍需會社(第十一條ノ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ヲ含ム)ニ對シ補助金ノ交付、損失ノ

補償又ハ利益ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第十四條 軍需會社ノ業務執行、株主總會、社員總會及社債權者集會ノ招集及決議其ノ他軍需會社ノ運営ニ關シテハ他
ノ法律ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 軍需會社ニ關シテハ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ統制、取締ニ關スル法律ノ規定ニ付其ノ適用ヲ排
除シ又ハ特例ヲ設クルコトヲ得

第十六條 政府ハ軍需會社ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ發シ處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ軍需會社ノ事業運營ニ關シ考查ヲ爲スコトヲ得
前項ノ考查ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 政府ハ軍需會社ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、工場、事業場其ノ他
ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十九條 政府ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス命令若ハ處分ノ效果ノ確保上支障アリト認ムル
トキハ軍需會社ノ取締役若ハ監査役ヲ解任シ又ハ業務ヲ執行スル社員ノ業務執行權ヲ喪失セシムルコトヲ得

第二十條 生産責任者又ハ生産擔當者、職務ヲ懈リ其ノ責任ヲ果サザルトキハ之ニ對シ左ノ懲戒ヲ行フコトヲ得

- 一 解任
- 二 譴責

懲戒ハ政府軍需生産責任審査會ノ議決ニ依リ之ヲ行フ

軍需會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懲戒解任ノ處分ヲ受ケタル生産責任者又ハ生産擔當者取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ
執行スル役員ナルトキハ之ヲ解任シ又ハ業務執行權ヲ喪失セシメ其ノ他ノ者ナルトキハ之ヲ解雇スベシ

軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ前項ノ規定ニ該當スル者ニ對シ退職金ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得ズ
軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ譴責ノ處分ヲ受ケ其ノ情狀重キ者ニ對シ一定ノ給與ヲ減ズベシ懲戒ノ處分ハ之ヲ公示ス
軍需生産責任審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人又ハ軍需事業ニ關スル統制會若ハ統制會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懲戒解任ノ處分
ヲ受ケタル者ニシテ其ノ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員タルモノヲ解任シ又ハ其ノ業務執行權ヲ喪
失セシムベシ但シ政府ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人又ハ軍需事業ニ關スル統制會若ハ統制會社ハ懲戒解任ノ處分ヲ受ケタル者ヲ其ノ處
分アリタル日ヨリ二年間理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ト爲スコトヲ得ズ但シ政府ノ許可ヲ受ケタ
ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 軍需會社ノ職員其ノ他ノ從業者故ナク生産擔當者又ハ生産擔當者ノ指揮ニ從ハザルトキハ之ニ對シ左ノ懲
戒ヲ行フコトヲ得

一 譴 責

二 訓 告

懲戒ハ政府生産責任者又ハ生産擔當者ノ具狀ニ依リ之ヲ行フ

軍需會社ハ政府ノ指示ニ從ヒ譴責ノ處分ヲ受ケ其ノ情狀重キ者ニ對シ一定ノ給與ヲ減ジ及一定期間内昇給ヲ停止スベ
シ

第二十二條 本法中必要ナル規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノ及軍需ノ充足上必要
ナル軍需事業以外ノ事業ヲ營ム會社其ノ他ノ者ニ對シ之ヲ準用スルコトヲ得

第二十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併

科スルコトヲ得

一 第九條ノ規定(前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ基キテ發スル命令又ハ同條ノ規定ニ依ル處分若ハ制限
若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第十條ノ規定(前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第十一條ノ規定(前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第十二條ノ規定(前條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十六條ノ規定(第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ基キテ發スル命令又ハ同條ノ規定ニ依ル處分
ニ違反シタル者

二 第十八條第一項ノ規定(第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲
シタル者

第二十五條 第十八條第一項ノ規定(第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、
妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第二十三條
又ハ第二十四條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際及大東亞戰爭終了ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二 軍需會社法施行期日

(昭和十八年十二月十五日
勅令第九百二十七號)

軍需會社法ハ和昭十年十二月十七日ヨリ之ヲ施行ス

三 軍需會社法施行令

(昭和十八年十二月十五日
勅令第九百二十八號)

第一條 軍需會社法第二條第一項ノ軍需事業ハ左ニ掲グル軍需物資ノ生産、加工又ハ修理ヲ爲ス事業トス

- 一 兵器、航空機、艦艇、船舶及車輛並ニ其ノ部品
- 二 鐵鋼、輕金屬及非金屬、稀有金屬其ノ他ノ重要鑛產物
- 三 液體燃料及潤滑油並ニ石炭、ガス、コークス及電力
- 四 重要化學工業品
- 五 重要機械器具及其ノ部品
- 六 前各號ニ掲グル物資ノ生産、加工又ハ修理ニ要スル原料及材料
- 七 前各號ニ掲グル物資ノ外主務大臣ノ指定スル軍需物資

第二條 生産責任者ハ一軍需會社ニ付一人トス

第三條 軍需會社法第四條第一項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ選任ハ株式會社又ハ有限會社ニ在リテハ取締役、合名會社ニ在リテハ社員、合資會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第四條 軍需會社法第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ選任又ハ任命ハ合名會社ニ在リテハ社員、合資

會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

第五條 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニシテ政府ノ任命ニ係リ又ハ選任ニ付政府ノ認可ニ係ル總裁、社長、理事長其ノ他會社ヲ代表シ業務ヲ總理スベキ役員アルモノニ付テハ此等ノ役員ニ非ザレバ生産責任者タルコトヲ得ズ

第六條 生産責任者ハ軍需會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

取締役又ハ會社ノ業務ヲ執行スル社員ニシテ生産責任者ニ非ザルモノハ生産責任者ヲ輔佐シ軍需會社ノ業務ヲ分掌シ豫メ生産責任者ノ定ムル順位ニ依リ生産責任者事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ生産責任者缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第七條 生産責任者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ

生産責任者タル合名會社ノ社員又ハ合資會社若ハ株式合資會社ノ無限責任社員ハ生産責任者ノ職ヲ辭スルト同時ニ非ザレバ社員又ハ無限責任社員タル地位ヲ退クコトヲ得ズ

第八條 生産擔當者ハ生産責任者ニ代リテ當該本店又ハ工場若ハ事業場ニ於ケル當該軍需事業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

生産擔當者ノ權限ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

生産擔當者ヲ置キタルトキハ當該本店又ハ工場若ハ事業場ノ所在地ニ於テ生産擔當者ノ氏名及住所並ニ生産擔當者ヲ置キタル場所ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

前項ノ登記ハ支配人登記簿ニ記載シテ之ヲ爲ス

第九條 主務大臣ハ軍需會社ニ對シ其ノ營ム軍需事業ニ從事スル者ノ使用、解雇、從業、退職、給與其ノ他勤勞管理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 主務大臣ハ軍需會社ニ對シ其ノ營ム軍需事業ニ關シ利益金ノ處分、償却、經理方法其ノ他會社ノ經理ニ關シ必

要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 主務大臣ハ軍需會社ニ對シ定款ノ變更、事業ノ委託、受託、讓渡、讓受、廢止若ハ休止、合併若ハ解散又ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡、貸貸其ノ他ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

軍需會社前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ當該命令事項ヲ行フコトヲ得

主務大臣第一項ノ規定ニ依リ事業ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受、合併又ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡、貸貸其ノ他ノ處分ニ關シ必要ナル命令ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ對價、條件、權利移轉ノ時期其ノ他當該軍需會社間ニ於テ協議決定スベキ事項ニ付協議ヲ爲スベキ期間ヲ指定ス

前項ノ期間内ニ協議ヲ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ主務大臣又ハ其ノ指定スル官吏ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第十二條 前條第四項ノ決定ニ於テ定メタル對價ヲ支拂フベキ者ハ對價ヲ受クベキ者ガ其ノ受領ヲ拒ミタルトキ又ハ之ヲ受領スルコト能ハザルトキハ其ノ對價ヲ供託スルコトヲ要ス

第十三條 第十一條第四項ノ規定ニ依リ讓渡又ハ讓受ニ付決定アリタルトキハ所有權ハ其ノ對價ノ全部ノ支拂又ハ供託アリタル時移轉ス

第十一條第四項ノ規定ニ依リ委託、受託又ハ貸貸ニ付決定アリタルトキハ委託、受託又ハ貸貸ハ其ノ對價ノ全部(定期拂ノ場合ニ在リテハ第一回分ノ對價ノ全部)ノ支拂又ハ供託アリタル時其ノ效力ヲ生ズ

第十四條 知レタル擔保權ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第十一條第一項ノ規定ニ依ル委託、受託、讓渡、讓受又ハ貸貸ノ命令アリタル場合ニ於テ當該擔保權ヲ消滅セシムルニ非ザレバ軍需事業ノ運営ヲ強力ナラシムルコト困難ナルトキハ當事者ハ擔保權ノ處理ニ付擔保權者ニ協議スルコトヲ得

前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テ當事者又ハ擔保權者ノ申請アリタルトキハ主務大臣又ハ其ノ指定スル官吏ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 前條ノ規定ハ知レタル賃借權其ノ他ノ權利ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 委託、讓渡又ハ貸貸ヲ受クル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル場合ニ於テ當該擔保權ガ第十四條ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該設備又ハ權利ノ對價ヲ支拂フベキ者ハ其ノ對價ヲ供託スルコトヲ要ス但シ同條ノ協議又ハ決定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於テハ當該擔保權者ハ供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第十七條 前六條ニ規定スルモノノ外軍需會社第十二條ノ規定ニ基ク命令ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 軍需會社(軍需會社法第十一條ノ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ヲ含ム)ガ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタルニ因リ損失ヲ蒙リ若ハ適正利潤ヲ得ルコト能ハザリシ場合又ハ其ノ虞アル場合ニ於テ軍需會社(軍需會社法第十一條ノ軍需事業ノ遂行ニ關係アル者ヲ含ム)ノ請求アリタルトキハ主務大臣ハ軍需會社法第十三條ノ規定ニ依リ補助金ノ交付、損失ノ補償又ハ利益ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失トス

第一項ノ規定ニ依リ補償スベキ損失又ハ保證スベキ利益ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

前三項ニ定ムルモノノ外第一項ノ補助金ノ交付、損失ノ補償又ハ利益ノ保證ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(35)

第十九條 株式會社又ハ株式合資會社タル軍需會社ニ在リテハ商法第三百四十三條(同法第四百六十七條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ定ムル決議ヲ要スル事項ニ付其ノ決議ニ代ヘ同法第二百三十九條第一項ニ定ムル決議ニ依ル

コトヲ得

前項ノ規定ハ會社ノ目的ノ變更ニ關スル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ軍需會社法第十二條ノ規定ニ基ク定款ノ變更ノ命令アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 生産責任者ハ軍需事業ノ運営上必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ株主總會若ハ社員總會ノ決議、取締役、社員若ハ無限責任社員ノ過半数ノ同意又ハ總社員ノ同意ヲ要スル事項ニ付其ノ決議ニ拘ラズ又ハ其ノ同意ヲ得ズシテ業務ヲ執行スルコトヲ得

株主總會若ハ社員總會成立セズ又ハ株主總會若ハ社員總會ニ付議シタル事項ヲ議決セザルトキ亦同ジ

第二十一條 株式會社、株式合資會社又ハ有限會社タル軍需會社ニ在リテハ生産責任者ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク主務大臣ノ命令事項ヲ執行スル爲テ必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ株主總會又ハ社員總會ノ決議ヲ要スベキ事項ニ付其ノ手續ヲ經ルコトヲ要セズ此ノ場合ニ於テハ生産責任者ハ次回ノ株主總會又ハ社員總會ニ於テ其ノ旨ヲ報告スベシ

前項ノ規定ハ會社ノ目的ノ變更、資本ノ増加若ハ減少、事業ノ全部ノ讓渡又ハ合併若ハ解散ニ關スル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ軍需會社法第十二條ノ規定ニ基キ當該事項ニ關シ特ニ定款ノ變更、事業ノ讓渡又ハ合併若ハ解散ノ命令アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 軍需會社株主總會又ハ社債權者集會ヲ招集スルニハ商法第二百三十二條（同法第三百三十九條第一項及第四百五十八條第二項並ニ擔保附社債信託法第五十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ拘ラズ會日ヨリ二週間前ニ總會ヲ開クベキ旨及會議ノ目的タル事項ヲ公告スルヲ以テ足ル

第二十三條 生産責任者ハ軍需事業ノ運営上必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ株主又ハ會社ノ債權者ニ對シ財産目録、貸借對照表、營業報告書若ハ損益計算書ノ謄本若ハ抄本ノ交付又ハ會社ノ業務及財産ノ

狀況ノ検査ヲ拒ムコトヲ得

生産責任者軍需事業ノ運営上特ニ必要アリト認ムルトキハ貸借對照表ハ之ヲ公告スルコトヲ要セズ

第二十四條 軍需會社ニ關スル登記ハ非訟事件手續法ノ規定ニ拘ラズ生産責任者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十五條 主務大臣軍需會社ノ運営ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル法律及其ノ施行ニ係ル勅令中統制、取締等ニ關スル規定ノ適用ヲ排除シ又ハ其ノ特例ヲ設クルコトヲ得

航空機製造事業法 造船事業法 自動車製造事業法

工作機械製造事業法 重要機械製造事業法 有機合成事業法

製鐵事業法 輕金屬製造事業法 石油業法

人造石油製造事業法 瓦斯事業法 電氣事業法

鑛業法 產金法 石油資源開發法

日本製鐵株式會社法 帝國鑛業開發株式會社法 帝國石油株式會社法

日本發送電株式會社法 鹽專賣法 市街地建築物法

公有水面埋立法 森林法 工場法

第二十六條 主務大臣軍需會社ノ運営ニ關シ特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル勅令中統制、取締等ニ關スル規定ノ適用ヲ排除シ又ハ其ノ特例ヲ設クルコトヲ得

賃金統制令 重要事業場勞務管理令 會社經理統制令

臨時農地等管理令 企業許可令 價格等統制令

地代家賃統制令 宅地建物等價格統制令 臨時農地價格統制令

都市計畫法施行令

第二十七條 主務大臣へ必要アリト認ムルトキハ部内ノ勅任官ノ中ヨリ考查官ヲ命ジ軍需會社ノ事業運営ニ關シ考查ニ當ラシムルコトヲ得

考查官ニハ隨員ヲ附シ考查官ノ職務ヲ助ケシム

隨員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ジ又ハ委囑ス

第二十八條 軍需會社ハ第五條ノ役員ニシテ政府ノ任命ニ係ルモノヲ除クノ外軍需會社法第二十條ノ規定ニ依ル懲戒解任ノ處分ヲ受ケタル生産責任者又ハ生産擔當者ニ對シ遲滞ナク同法第二十條第三項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベシ

前項ノ處分ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ生産責任者之ヲ爲ス

第二十九條 軍需會社法第二十條第七項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベキ軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人ハ命令ノ定ムル規模以上ノ會社其ノ他ノ法人トス

前條ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム會社其ノ他ノ法人又ハ軍需事業ニ關スル統制會若ハ統制會社軍需會社法第二十條第七項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベキ場合ニ之ヲ準用ス但シ前條第二項中生産責任者トアルハ生産責任者其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員トス

第三十條 第一條乃至第十八條、第二十條、第二十一條乃至第三十一條乃至第三十六條並ニ軍需會社法第二條乃至第十八條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノニ之ヲ準用ス但シ法人ニ非ザル人ニ在リテハ當該事業主ニ非ザレバ生産責任者タルコトヲ得ズ

法人ニ非ザル事業主ニシテ生産責任者タルモノハ生産責任者ノ職ヲ辭スルト同時ニ非ザレバ事業主タル地位ヲ退クコトヲ得ズ

第三十一條 第七條中主務大臣トアリ軍需會社法第二條及第四條中政府トアルハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業ガ軍需大臣及他ノ大臣ノ所管ニ屬スルモノニ付テハ軍需大臣トス但シ他ノ大臣ガ陸軍大臣又ハ海軍大臣ナル場合ニ於テ軍需大臣トス

臣及陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル軍需事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 第九條中主務大臣トアリ軍需會社法第十條中勤勞管理ニ關スル事項ニ付政府トアルハ軍需大臣ノ所管ニ屬スル物資又ハ電力ノ生産、加工又ハ修理ヲ目的トスル軍需會社(他ノ目的ノ企業ヲ兼營スル場合ニ於テハ當該部分ニ限ル)ニ付テハ軍需大臣トシ其ノ他ノ軍需會社ニ付テハ厚生大臣トス

第三十三條 第十條中主務大臣トアリ軍需會社法第十條中經理ニ關スル事項ニ付政府トアルハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業(造船事業法ノ適用ヲ受クル部分ヲ除ク)ガ軍需大臣及陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ所管ニ屬スルモノニ付テハ軍需大臣トス

第三十四條 前三條ノ場合及軍需會社法第十條中資金調整ニ關スル事項ヲ除クノ外主務大臣トアリ軍需會社法ニ於テ政府トアルハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業ノ所管大臣(軍需大臣ノ所管ニ屬スル軍需事業ニ於ケル經理統制ニ係ル増配ニ關スル事項ニ付テハ大藏大臣)トス

第三十五條 第二十五條及第二十六條中主務大臣トアル當該會社ノ營ム軍需事業ノ所管大臣及法律又ハ勅令ノ規定ノ適用ヲ排除シ又ハ其ノ特例ヲ設クベキ事項ノ所管大臣トス

第三十六條 第三十一條ノ規定ニ依リ軍需大臣ガ左ニ掲グル事項ヲ爲サントスルトキハ當該軍需會社ノ營ム軍需事業ノ所管大臣ニ協議スベシ

- 一 軍需會社法第二條第一項ノ規定ニ依ル指定
- 二 軍需會社法第四條第二項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ任命
- 三 軍需會社法第四條第五條ノ規定ニ依ル生産責任者ノ解任ノ認可
- 四 軍需會社法第四條第六項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ解任
- 五 第七條第一項ノ規定ニ依ル生産責任者ノ辭職ノ認可

本令ハ軍需會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

四 軍需會社法施行規則

昭和十八年十二月十六日
軍需、内務、大藏、陸軍、海省令第一號
軍、厚生、農商、運輸、通信省令第一號

第一條 主務大臣軍需會社法第二條第一項ノ規定ニ依リ軍需會社ヲ指定スル場合ニ於テハ軍需事業ヲ營ム會社ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル指定令書ヲ交付スベシ

- 一 會社ノ名稱及所在地
- 二 軍需事業ノ種類並ニ當該軍需事業ヲ行フ工場事業場ノ名稱及所在地
- 三 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ規定ハ主務大臣前項第二號若ハ第三號ニ掲グル事項ヲ變更シ又ハ軍需會社ノ指定ヲ取消ス場合ニ之ヲ準用ス
主務大臣第一項ノ指定令書ヲ交付シタルトキハ當該會社名ヲ公示スベシ當該會社名ニ變更アリタル場合及當該會社ニ付軍需會社ノ指定ヲ取消シタル場合亦同ジ

第二條 軍需會社ハ前條第一項ノ指定令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ生産責任者ヲ選任シ主務大臣ニ届出ツベシ

軍需會社前項ニ定ムル期間内ニ生産責任者ヲ選任セザルトキハ主務大臣ハ生産責任者ヲ任命スルコトヲ得

第三條 前條ノ規定ハ生産責任者缺員トナリ又ハ軍需會社軍需會社法第四條第五項ノ規定ニ依リ生産責任者ヲ解任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 生産責任者ハ解任又ハ主務大臣ノ認可ニ依ル辭職ノ場合ヲ除クノ外其ノ職ニ止マルモノトス

第五條 主務大臣軍需會社法第四條第六項ノ規定ニ依リ生産責任者ヲ解任シタルトキハ當該軍需會社ニ對シ其ノ旨ヲ通知スベシ

第二條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ生産責任者ノ解任ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 生産責任者生産擔當者ヲ任命シタルトキハ遲滞ナク主務大臣ニ届出ツベシ

生産責任者生産擔當者ノ職務權限ヲ定メタルトキハ遲滞ナク主務大臣ニ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

主務大臣前項ノ規定ニ依リ届出アリタル生産擔當者ノ職務權限ニ付必要アリト認ムルトキハ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得

第七條 軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル補助金ノ交付ヲ請求セントスル軍需會社ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタル後三月以内ニ之ヲ請求スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該命令事項ノ履行ヲ終リタル後又ハ當該軍需會社ノ營業年度ノ終リタル後三月以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第八條 軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ヲ請求セントスル軍需會社ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタル事項ノ履行ヲ終リタル後三月以内ニ之ヲ請求スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ損失ヲ生ジタル都度又ハ當該軍需會社ノ營業年度ノ終リタル後三月以内ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第九條 軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル利益保證ノ爲ノ契約ヲ請求セントスル軍需會社ハ軍需會社法第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條ノ規定ニ基ク命令又ハ處分ヲ受ケタル後三月以内ニ之ヲ請求スベシ

第十條 軍需會社軍需會社法第十三條ノ規定ニ依ル補助金ノ交付、損失ノ補償又ハ利益ノ保證ヲ請求セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 軍需會社ノ名稱及所在地
- 二 請求ノ基礎ト爲ルベキ命令ノ要旨
- 三 請求ノ事由
- 四 請求金額ニ關スル事項
- 五 其ノ他必要ト認ムル事項

第十一條 軍需會社法施行令第二十五條ノ規定ニ掲グル法律及其ノ施行ニ係ル勅令、閣令、省令又ハ告示中其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クベキ事項ハ別表一ノ通之ヲ定ム

第十二條 軍需會社法施行令第二十六條ノ規定ニ掲グル勅令及其ノ施行ニ係ル閣令省令又ハ告示中其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クベキ事項ハ別表二ノ通之ヲ定ム

第十三條 軍需會社ノ運営ニ關シ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クベキ省令及其ノ施行ニ係ル告示中其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クベキ事項ハ別表三ノ通之ヲ定ム

第十四條 軍需會社法第十八條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十五條 軍需會社法施行令第二十九條第一項ノ規模ハ會社ニ在リテハ資本金二十萬圓以上、組合ニ在リテハ組合員五十人以上ノモノトス

第十六條 前各條及附則第二項ノ規定ハ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノニ之ヲ準用ス

附 則

本則ハ軍需會社法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

主務大臣工場事業場管理令ニ依ル管理工場事業場ヲ營ム會社其ノ他ノ者ニ對シ軍需會社法第二條ノ規定ニ依ル指定ヲ爲シタルトキハ第一條第一項(同條第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ指定令書ニ記載セラレタル工場事業場ニ

軍需會社法第十八條 政府ハ軍需會社ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ管該官吏ヲシテ其ノ事務所、工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ管該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ
軍需會社法第二十五條 第十八條第一項ノ規定(第二十二條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル管該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタルモノハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
軍需會社法第二十二條 本法中必要ナル規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍需事業ヲ營ム者ニシテ會社以外ノモノ及軍需ノ充足上必要ナル軍需事業以外ノ事業ヲ營ム會社其ノ他ノ者ニ對シ之ヲ準用スルコトヲ得

(裏 面)

第 號	軍需會社法ニ基ク 臨檢検査證	官 氏 名
年 月 日交付	當該官廳印	當該官廳名

(表 面)

別記様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B列八番ニ依ルモノトス)

付テハ指定令書ノ交付ノ日ヨリ工場事業場管理令ニ基ク管理ハ之ヲ廢止セラレタルモノト看做ス

(別表一)

航空機製造事業法

第四條及第五條第一項ノ規定ハ軍需會社(其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍ノモノニ限ル以下同ジ)ニ對シテハ之ヲ適用セズ

造船事業法

第四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

自動車製造事業法

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第八條ノ規定ニ依ル器具、機械又ハ材料ノ輸入、第十三條ノ規定ニ依ル事業計畫ノ設定又ハ變更及第十四條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

製鐵事業法

第四條第十八條及第十九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第五條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

輕金屬製造事業法

第五條及第十五條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ第六條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

工作機械製造事業法

第五條、第十六條及第十六條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第六條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更、第十二條ノ規定ニ依ル器具、機械又ハ材料ノ輸入、第十五條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止及第二十一條ノ規定ニ依ル用途ノ變更ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

重要機械製造事業法

第三條、第十四條及第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第七條ノ規定ニ依ル機械又ハ器具ノ輸入、第十二條ノ規定ニ依ル設備ノ増設又ハ變更、第十三條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ休止及第二十七條但書ノ規定ニ依ル用途ノ變更ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可又ハ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

有機合成事業法

第五條、第六條及第十六條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石油業法

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

人造石油製造事業法

第四條及第十三條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

瓦斯事業法

第四條第三項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

電氣事業法

第六條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

第十一條第一項ノ規定ニ依ル請求ハ電氣事業者軍需會社ナルトキハ其ノ規定ニ拘ラズ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鑛業法

第四十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

産金法

第四條第二項、第五條第一項及第七條第一項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石油資源開發法

第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

日本製鐵株式會社法

第二條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第十條ノ規定ニ依ル取締役及監査役ノ選任及解任並ニ定款ノ變更決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズ

シテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

第十一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

帝國鑛業開發株式會社法

第二條第二項ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

第十一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第二十一條及第二十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ第二十二條ノ規定ニ依リ定款ノ變更ノ決議ハ軍需會社ニ在リテハ其

ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

帝國石油株式會社法

第十一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第十八條及第二十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第十九條ノ規定ニ依ル定款ノ變更ノ決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ政府ノ認可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノトス

日本發送電株式會社法

第一條第二項ノ規定ニ依ル附帶業務ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ之ヲ營ムコトヲ得

第三十四條ノ規定ニ依ル定款ノ變更ノ決議ハ軍需會社ニ在リテハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ其ノ效力ヲ生ズルモノ

トス

第三十六條及第三十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鹽專賣法

回收鹽又ハ副生鹽ニシテ自家工場ニ於テ使用ニ供スルモノニ付軍需會社豫メ包括的ニ地方專賣局長ノ承認ヲ得タルトキハ第七條又ハ第

十四條ノ規定ニ依ル收納ヲ受ケ又ハ納付ヲ爲シ並ニ第十一條第二項及第十二條ノ規定ニ依ル認可ヲ受クルコトヲ要セズ

市街地建築物法

第二條第二項、第四條第二項及第十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

公有水面埋立法

第八條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

森林法

第二十六條ノ規定ニ依ル保安林ノ開墾ノ許可ハ軍需會社ノ行フ鑛物ノ掘採又ハ砂鑛ノ採取ノ爲必要ナルトキハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅ

ルヲ以テ足ル但シ地方長官國土保安上特ニ必要アリト認ムルトキハ當該軍需會社ニ對シ造林其ノ他復舊ニ必要ナル行爲ヲ命ズルコトヲ

得

第十一條及第十一條ノ二ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依ル命令ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

工場法

第三條、第四條、第七條、第九條乃至第十一條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第十八條第三項本文ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ツルヲ以テ足ル

工場法施行令第十九條、第二十一條、第二十四條、第二十五條及第二十七條ノ四ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(別表二)

賃金統制令

第十六條ノ規定ニ依ル認可又ハ命令ニ關シテハ軍需會社(其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍ノモノニ限ル以下同ジ)ニシテ其ノ勤勞管理ガ軍需大臣ノ所管ニ屬スルモノニ在リテハ地方長官ノ認可又ハ命令ニ代ヘ軍需大臣ノ指定スル官吏ノ認可又ハ命令ニ依ルコトヲ得

同令施行規則第三十六條第六項又ハ第三十八條ノ規定ニ依ル許可又ハ報告ニ付亦同ジ

重要事業場務管理令

第四條ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ツルヲ以テ足ル

經理統制令

第二十三條ノ規定ニ依ル許可及第二十四條第二項又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル社員手當準則ノ承認又ハ許可ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可又ハ承認ニ代ヘ軍需會社法施行令第十條ノ主務大臣又ハ其ノ指定スル官吏ノ許可又ハ承認ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

企業許可令

各條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

價格等統制令

主務大臣ノ指定スル價格等ニ付テノ第二條第一項但書、第四條ノ二ノ但書第四條ノ四第一項但書及第七條第一項但書ノ規定ニ依ル許可ニ關シテハ軍需會社ハ此等ノ規定及同令施行規則第二條ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ許可ヲ受ケ價格等ノ額ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得

都市計畫法施行令

第十一條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

(別表三)

航空機製造事業法施行規則

第二十六條及第二十七條ノ規定ハ軍需會社(其ノ營ム軍需事業ニシテ指定令書ニ掲グル範圍ノモノニ限ル以下同ジ)ニ對シテハ之ヲ適用セズ

造船事業法施行規則

第二十二條乃至第二十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

自動車製造事業法施行規則

第八條及第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

製鐵事業法施行規則

第二十六條乃至第二十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

工作機械製造事業法施行規則

第十二條、第二十三條ノ九第二項及第二十三條ノ十ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第二十三條ノ十三ノ規定ニ依ル規格ニ適合セザルモノノ製造又ハ使用ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ニ代ヘ主務大臣ノ指定スル官吏ノ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

第二十七條ノ規定ニ依ル届出ハ軍需會社ニ在リテハ同條第二號ノ場合ハ之ヲ爲スヲ要セズ

重要機械製造事業法施行規則

第十一條、第三十二條第二項及第三十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第三十六條ノ規定ニ依ル規格ニ適合セザルモノノ製造又ハ使用ニ關シテハ軍需會社ハ其ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ニ代ヘ主務大臣

ノ指定スル官吏ノ認可ヲ受ケ之ヲ爲スコトヲ得

有機合成事業法施行規則

第十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

電氣事業法施行規則

第三十條、第八十六條第二項及第八十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石油資源開發法施行規則

第三條乃至第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

日本製鐵株式會社法施行規則

第一條乃至第八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

日本發送電株式會社業務規程

第二條第三項及第四項、第七條第二項並ニ第九條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第九條第一項ノ規定ニ依ル承認及第十二條ノ規定ニ依ル認可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

工場法施行規則

第二十四條及第二十六條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

貨金統制令施行規則

第二十七條乃至第三十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

重要事業場勞務管理令施行規則

第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵鋼統制規則

第二條第二項、第十條、第十五條及第十九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵鋼統制規則

第三條第二項及第三項、第五條、第八條、第十三條、第十六條並ニ第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

特殊鋼鐵供給統制規則

第二條第三項及第三項、第五條、第十二條並ニ第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

フェロアロイ等統制規則

第三條第二項及第三項、第五條、第八條、第十二條、第十三條並ニ第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鐵屑配給統制規則

第八條、第九條、第十條、第十一條及第十五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

輕金屬屑配給統制規則

第八條乃至第十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鑛石配給統制規則

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

螢石配給統制規則

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

銅、鉛、錫等配給統制規則

第四條及第四條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

白金等配給統制規則

第三條ノ規定ハ故白金ニ關スル限り軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四條及第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

石炭配給調整規則

第一條乃至第三條、第四條、第五條及第十七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
コークス配給統制規則

第三條、第四條、第八條及第十四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
石油販賣取締規則

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ石油ヲ賣渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
第五條ノ五ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

合成染料等需給統制規則
第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
カリ鹽配給統制規則

第三條ノ規定ニ拘ラズ軍需會社ハ其ノ製造シ又ハ轉入シ若ハ移入シタルカリ鹽ヲ使用スルコトヲ得

第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シカリ鹽ヲ讓渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
第六條及第七條第二項第三項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

ゴム配給統制規則
第三條、第四條ノ二及第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シゴムヲ販賣スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第七條、第十一條及第十二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
屑ゴム及粉末ゴム配給統制規則

第五條及第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第九條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ屑ゴム又ハ粉末ゴムヲ販賣スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
自動車タイヤ、チューブ配給統制規則

第十三條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
カーバイド配給統制規則

第一條乃至第三條及第十二條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
セメント配給統制規則

第三條、第四條及第十二條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
ソーダ工業藥品配給統制規則

第二條ノ二ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シソーダ工業藥品ヲ讓渡スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第六條、第七條及第八條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
苦汁及ブロム配給統制規則

第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
硬化油等配給統制規則

第四條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
硝子屑配給統制規則

第二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シ硝子屑ヲ賣渡ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
第七條第二項ノ規定ハ軍需會社ニ對ルテハ之ヲ適用セズ

製鐵設備制限規則
第一條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ

鑄造設備制限規則

第二條、第四條及第五條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
機械設備制限規則

第二條、第四條乃至第六條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
工作物築造統制規則

各條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
鑛夫就業扶助規則

第五條第一項、第六條第一項、第七條第一項及第八條乃至第十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
勞務者募軍規則

第六條、第七條、第十五條第一項、第二十條及第三十二條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
第四條本文並ニ第五條第一項及第二項ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

勞働者災害扶助法施行規則
第七條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
健康保險法施行規則

第四十條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
汽罐取締令

第三章ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
銃砲火藥類取締法施行規則

第三十八條ノ規定ハ軍需會社ニ對シテハ之ヲ適用セズ
銃砲火藥類取締法施行規則

第三十七條ノ規定ニ依ル許可ハ軍需會社ニ在リテハ之ニ代フルニ豫メ届出ヅルヲ以テ足ル

五 軍需生産責任審査會官制

(昭和十九年一月七日
勅令第十五號)

第一條 軍需生産責任審査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ生産責任者又ハ生産擔當者ニ付當該軍需事業ノ所管大臣ノ要求ニ依リ軍需會社法第二十條ノ規定(軍需會社法施行令第三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル懲戒ヲ議決ス

第二條 審査會ハ會長一人及委員五人ヲ以テ組織ス

第三條 會長ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 内閣書記官長

二 陸軍次官

三 海軍次官

四 軍需次官

五 各省次官 一人

前項第五號ノ委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 審査會ニ豫備委員五人ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 委員中事故アルトキ又ハ缺員アルトキハ會長ハ豫備委員ニ代理ヲ命ズ

第七條 審査會ハ會長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

審査會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

第八條 審査會ハ會長必要ト認メタルトキ又ハ審査會ニ於テ議決シタルトキハ本人ニ對シ出頭又ハ辯明書ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第九條 審査會ハ會長必要ト認メタルトキ又ハ審査會ニ於テ議決シタルトキハ關係官吏又ハ關係者ニ對シ出席又ハ資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第十條 會長及委員ハ其ノ親族ニ關スル事件ノ會議ニ參與スルコトヲ得ズ

第十八條 審査會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十二條 審査會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十三條 審査會ノ審査手續ハ審査會之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六 軍需會社徵用規則 (昭和十八年十二月十七日 厚生省令第五十二號)

第一條 軍需會社法(以下法ト稱ス)第六條ノ規定ニ基ク軍需會社ノ生産責任者及生産擔當者並ニ軍需事業ニ従事スル者ノ徵用並ニ業務従事等ニ關スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ指定軍需會社ト稱スルハ法第二條ノ規定ニ依ル軍需會社ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ、指定軍需工場ト稱スル法第二條ノ規定ニ依ル軍需會社ノ工場事業場其ノ他ノ施設ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第三條 指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者ハ徵用セラレタルモノト看做ス

第四條 指定軍需會社ノ生産擔當者及當該軍需會社ノ營ム軍需事業ニ従事スル者ハ左ニ掲グルモノヲ除クノ外徵用セラレタルモノト看做ス指定軍需工場ノ生産擔當者及當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ニ従事スル者ニ付亦同ジ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)

二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)

三 陸海軍軍屬

四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

五 獸醫席等職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者

六 船員法ノ船員

七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

八 年齢十四年未滿ノ者

九 日日傭入レラルル者

十 六月以内ノ期間ヲ定メテ軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者

十一 期間ノ定ナク勞務供給契約又ハ事業請負契約ニ基キ軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者

十二 總動員業務ニ従事セザル者

十三 女、子

十四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第五條 指定軍需會社ノ生産責任者及生産擔當者並ニ當該軍需會社ノ軍需事業ニ従事スル者ニシテ國民徵用令ニ依リ現ニ徵用中ノモノ及國民徵用令ニ依リ徵用セラレ當該軍需會社ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシメラレタル者ノ徵用ノ變更、解除又ハ業務従事等ニ關シテハ國民徵用令ノ規定ニ拘ラズ本令ノ定ムル所ニ依ル指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者及當該指定軍需工場ノ生産擔當者並ニ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ニ従事スル者ニシテ國民徵用令ニ依リ現ニ徵用中ノモノ及國民徵用令ニ依リ徵用セラレ當該指定軍需工場ニ於テ行フ總動員業務ニ従事セシメラレタル者ニ付亦同ジ

第六條 第三條及第四條ノ規定ニ依リ徵用セラレタルモノト看做サレタル者(以下軍需被徵用者ト稱ス)ハ當該指定軍需會社又ハ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業タル總動員業務ニ従事セシムルモノトス

第七條 第五條ノ規定ニ依ル者ヲ除ク軍需被徵用者ニ對シテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ハ速ニ別記様式第一號ニ依ル徵用告知書ヲ交付スベシ

第八條 前條ノ徵用告知書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 徵用セラレタルモノト看做サルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日及本籍
- 二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱
- 三 従事スベキ總動員業務、職業及場所
- 四 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 國民徵用令第十二條乃至第十六條、第十七條乃至第十九條、第十九條ノ三及第十九條ノ四ノ規定ハ生産責任者ヲ除ク軍需被徵用者ニ付之ヲ準用ス但シ第十二條及第十四條中管理工場若ハ指定工場ノ事業主トアルハ指定軍需會社若ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トシ、第十七條中當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主トアルハ當該指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トシ、第十二條及第十三條中當該管理工場ヲ管理スル

主務大臣トアルハ當該指定軍需會社又ハ當該指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ノ所管大臣トシ、第十二條乃至第十四條、第十七條乃至第十九條及第十九條ノ四中管理工場又ハ指定工場トアルハ指定軍需會社又ハ指定軍需工場トス
前項ノ場合ニ於テ國民徵用令第十二條及第十三條中徵用ノ期間ニ關スル事項ハ第五條ノ規定ニ依ル者以外ノモノニ付テハ之ヲ準用セズ

第十條 指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者ヲ除ク軍需被徵用者ニ付其ノ従事スル總動員業務ヲ行フ本店又ハ工場事業場其ノ他ノ施設ノ變更ヲ爲サントスルトキハ豫メ當該軍需被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ厚生大臣ニ其ノ旨届出ツベシ

第十一條 國民徵用令第十六條ノ二ノ規定ハ生産責任者ノ徵用ノ變更ニ付之ヲ準用ス但シ管理工場又ハ指定工場ノ事業主トアルハ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ屬スル軍需會社ノ生産責任者トス

第十二條 生産責任者法第四條若ハ第二十條ノ規定ニ依リ解任セラレタルトキ又ハ軍需會社法施行令第七條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ職ヲ辭シタルトキハ其ノ徵用ハ解除セラレタルモノト看做ス但シ其ノ者ガ引續キ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ軍需事業ニ従事スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ在リテハ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サルベキ者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ハ別記様式第二號ニ依ル徵用解除告知書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

第十三條 國民徵用令第十六條ノ三乃至第十六條ノ五ノ規定ハ軍需被徵用者ニ付之ヲ準用ス但シ第十六條ノ五ノ規定ニ於テ管理工場又ハ指定工場トアルハ指定軍需會社又ハ指定軍需工場トス

第十四條 國民徵用令第二十條第二十二條ノ二ノ規定ハ本令ニ依ル徵用ニ關シ之ヲ準用ス但シ第二十二條ノ二第二項中當該管理工場ヲ管理スル主務大臣トアルハ當該指定軍需會社又ハ指定軍需工場ニ於テ行フ軍需事業ノ所管大臣トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（表 面）

徵用告知書發付番號	第	號	
徵用告知書 本籍 何都府縣北海道何郡市區何町村大字何 何番地 氏 何年何月何日生 右ノ者左ノ通徵用セラレタルモノト看做サル			
從事スベキ總動員業務	何々	從事スベキ總動員業務	何々
從事スベキ職業	何々	從事スベキ場所	何々
從事スベキ總動員業務	何々	備	考
昭 和 年 月 日 應府縣長官 氏 名 圖			
徵用告知書發付番號 第 號 應府縣長官 氏 名 圖 昭 和 年 月 日 午前 時 分 本籍 何都府縣北海道何郡市區何町村大字何 何番地 氏 名 圖			

（裏 面）

徵用告知書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

- 一、徵用告知書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該告知書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 記 載 心 得
- 一、備考ハ地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス
- 二、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
- 三、徵用告知書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨ガナキモノトス

記載心得
 一、文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス
 二、徵用解除告知書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ捺印ヲ爲サシムルモ妨ゲナキモノトス

徵用解除告知書交付番號	第	號
受領證		
一、徵用解除告知書(何年月何日發付第何號)		
右受領ス		
昭和	年	月
日	午前	時
分		
從事シテリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱		
氏	名	名
府縣長官 氏		

徵用告知書	何年月何日	徵用解除告知書	第	號
發付年月日				
徵用解除告知書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得				
徵用解除告知書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ				
右ノ者何年月何日ヲ以テ徵用ヲ解除セラレタルモノト看做サル				
昭和	年	月	日	
府縣長官 氏				
名				
同年月何日生				
從事シテリタル總動員業務ヲ行フ指定軍需會社又ハ指定軍需工場ノ名稱				
氏	名	名	名	名

別記様式第一號(用紙ハ白色トシ六サハ日本標準規格B五トス)

七 軍需會社法施行令並ニ同法施行規則ニ規定

スル官吏指定 (昭和十九年一月十八日 軍需省告示第三十號)

軍需會社法施行令第十一條第四項及第十四條第二項並ニ軍需會社法施行規則(別表一)、(別表二)及(別表三)ニ規定スル官吏左ノ通指定ス

- 一、軍需會社法施行令第十一條第四項及第十四條第二項ノ規定ニ依ル軍需會社間ニ於テ協議決定スベキ事項又ハ擔保權ノ處理ニ關スル事項ノ決定ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長但シ鑛業及砂鑛業ヲ營ム軍需會社間ニ於ケル鑛業及砂鑛業ニ關スル事項ニ付テハ鑛山監督局長
- 二、自動車製造事業法第八條、第十三條及第十四條第一項ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 三、製鐵事業法第五條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 四、輕金屬製造事業法第六條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 五、工作機械製造事業法第六條、第十二條、第五條第一項及第二十一條ノ八ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 六、重要機械製造事業法第七條、第十二條、第十三條第一項及第二十七條但書ノ規定ニ依ル許可又ハ認可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
- 七、賃金統制令第十六條ノ規定ニ依ル認可又ハ命令並ニ同令施行規則第三十六條第六項及第三十八條ノ規定ニ依ル許可又ハ報告ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長但シ鑛業及砂鑛業ニ關スル事項ニ付テハ鑛山監督局長

八、會社經理統制令第二十三條ノ規定ニ依ル許可及第二十四條第二項又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル社員手當準則ノ承認
 又ハ許可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
 九、主務大臣ノ指定スル價格等ニ付テノ價格等統制令第二條第一項但書、第四條ノ二但書、第四條ノ四第一項但書及第
 七條第一項但書ノ規定ニ依ル許可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長但シ鑛業及砂鑛業ニ關スル事項ニ付テハ鑛山監
 督局長

十、工作機械製造事業法施行規則第二十三條ノ十三ノ規定ニ依ル認可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長
 十一、重要機械製造事業法施行規則第三十六條ノ規定ニ依ル認可ニ關スル事項ニ付テハ軍需監理部長

八 軍需會社法ノ規定ニ依ル會社指定

(昭和十九年一月十八日)
 (軍需、陸軍、海軍、運輸通信省告示第一號)

軍需會社法第二條第一項ノ規定ニ依リ指定シタル會社左ノ如シ

- | | | |
|------------|--------------|--------------|
| 三菱工業株式會社 | 中島飛行機株式會社 | 川崎航空機工業株式會社 |
| 立川飛行機株式會社 | 日本國際航空工業株式會社 | 愛知航空機株式會社 |
| 川西航空機株式會社 | 昭和飛行機株式會社 | 日本飛行機株式會社 |
| 九州飛行機株式會社 | 日立航空機株式會社 | 石川島航空工業株式會社 |
| 日本樂器製造株式會社 | 住友金屬工業株式會社 | 株式會社東京飛行機製作所 |
| 東京航空機株式會社 | 富士飛行機株式會社 | 太刀洗航空機株式會社 |
| 松下航空工業株式會社 | 中島航空金屬株式會社 | 日本光學工業株式會社 |
| 中央工業株式會社 | 日本建鐵工業株式會社 | 愛知時計電機株式會社 |

- | | | |
|----------------|--------------|----------------|
| 東京光學機械株式會社 | 東京航空計器株式會社 | 小西六寫眞工業株式會社 |
| 株式會社川西機械製作所 | 田中航空計器株式會社 | 住友通信工業株式會社 |
| 日本無線株式會社 | 松下無線株式會社 | 日本電池株式會社 |
| 湯淺蓄電池製造株式會社 | 富士電機製造株式會社 | 日本電氣兵器株式會社 |
| 株式會社芝浦製作所 | 日立兵器株式會社 | 株式會社服部時計店 |
| 日野重工業株式會社 | 池貝自動車製造株式會社 | 日本造船株式會社 |
| 沼津兵器株式會社 | 關東工業株式會社 | 九州兵器株式會社 |
| 旭兵器製造株式會社 | 關東電氣興業株式會社 | 東京製鋼株式會社 |
| 函館船渠株式會社 | 三井造船株式會社 | 株式會社東京石川島造船所 |
| 浦賀船渠株式會社 | 川南工業株式會社 | 株式會社播磨造船所 |
| 株式會社藤永田造船所 | 日立造船株式會社 | 日本製鐵株式會社 |
| 日本鋼管株式會社 | 株式會社中山製鋼所 | 株式會社尼崎製鋼所 |
| 小倉製鋼株式會社 | 川崎重工業株式會社 | 日本冶金工業株式會社 |
| 株式會社神戸製鋼所 | 株式會社日立製作所 | 株式會社日本製鋼所 |
| 大同製鋼株式會社 | 日本特殊鋼株式會社 | 特殊製鋼株式會社 |
| 三菱製鋼株式會社 | 日本輕金屬株式會社 | 日本曹達株式會社 |
| 昭和電工株式會社 | 日本アルミニウム株式會社 | 住友化學工業株式會社 |
| 住友アルミニウム製鍊株式會社 | 日東化學工業株式會社 | 國產輕銀工業株式會社 |
| 大日本化學工業株式會社 | 淺野セメント株式會社 | 東北振興アルミニウム株式會社 |

理研金屬株式會社	關東電化工業株式會社	帝國マグネシウム株式會社
旭電化工業株式會社	信越化學工業株式會社	日本マグネシウム株式會社
古河電氣工業株式會社	日立精機株式會社	芝浦工作機械株式會社
大日本兵器株式會社	三菱工作機械株式會社	大阪機工株式會社
株式會社唐津鐵工所	株式會社大隅鐵工所	株式會社新潟鐵工所
株式會社池貝鐵工所	東洋工業株式會社	三井精機工業株式會社
株式會社津上安宅製作所	日本精工株式會社	東洋ベアリング株式會社
不二越鋼材工業株式會社	住友電氣工業株式會社	東京芝浦電氣株式會社
三菱電機株式會社	芝浦共同工業株式會社	住友機械工業株式會社
株式會社小松製作所	關東特殊製鋼株式會社	株式會社久保田鐵工所
日產自動車株式會社	トヨタ自動車工業株式會社	チーゼル自動車工業株式會社
日本內燃機株式會社	東洋高壓工業株式會社	日本窒素肥料株式會社
日窒化學工業株式會社	三井化學工業株式會社	保土谷化學工業株式會社
日本化成工業株式會社	日本合成化學工業株式會社	日本火藥製造株式會社
旭硝子株式會社	日本油脂株式會社	昭和農產化工株式會社
合同酒精株式會社	ミヨシ化學興業株式會社	大日本油脂株式會社
日本特殊油製造株式會社	日本石油株式會社	三菱石油株式會社
東亞燃料工業株式會社	昭和石油株式會社	丸善石油株式會社
三池石油合成株式會社	日產液體燃料株式會社	尼崎人造石油株式會社

宇部油化工業株式會社	宇部興業株式會社	北海道人造石油株式會社
日本車輛製造株式會社	汽車製造株式會社	川崎車輛株式會社
田中車輛株式會社	帝國車輛工業株式會社	三井木船建造株式會社
帝國特殊製鋼株式會社	株式會社島津製作所	松下造船株式會社

九 軍需會社ニ對スル資金融通ニ關スル件 (昭和十九年一月十九日 大藏省發表)

一、軍需會社ニ對スル資金ノ融通ハ大藏省ノ指定スル資金融機關(以下之ヲ軍需資定金融機關ト稱ス)之ヲ擔當スルコト
 二、右軍需資金融機關ハ其ノ擔當軍需會社ニ對シ所要資金ヲ適時、簡易、迅速且適切ニ融通スルコト
 三、右ノ爲必要アルトキハ軍需資定金融機關ニ對シ其ノ擔當各軍需會社ニ關スル軍需資協力團ヲ全國金融統制會幹
 旋ノ下ニ組織シテ資金ノ供給ヲ爲シ戰時金融庫若ハ日本銀行ヨリ必要ナル援助ヲ爲シ、マタハ國家總動員法ニ基キ
 融資命令ヲ爲ス等ノ方法ヲ講ズルコト

四、軍需會社ハ今後新規資金ノ借入ハソノ軍需資指定金融機關ヨリ行フコト、但シ
 (イ) 戰時金融庫ガソノ軍需資指定金融機關ニ指定セラレ居ラザル場合ニオイテモ高度ノ機密性ヲ有スル事業資
 金ヲ調達スル場合、ソノホカ必要アルトキハ直接戰時金融庫ニ申出デ同金融庫ヨリ右資金ノ供給ヲ受ケ得ルコト
 (ロ) 船舶建造及買受資金、勞務者住宅建設資金等政府ノ特別ノ措置ニ基ク資金ノ借入ハ別途夫々從來ヨリ定メラレ
 居レル金融機關ヨリ直接之ヲ爲スコト
 (ハ) 當分ノ内現ニ當座貸越契約ソノ他借入契約アル金融機關ヨリ借入ヲ爲シ又ハ借入協議中ノ金融機關ヨリ當該借
 入ヲ爲スコトハ妨ゲナキコト

(ニ) 軍需會社ノ現ニ存スル借入金ニ附テハ其ノ借入先ヲ當分ノ内現狀ノ儘トスルモ妨ゲナキコト
 (ホ) 外地又ハ外國ニオイテ爲ス借入金(南方開發金庫ヨリノ借入金ヲ含ム)ニ附テハ從前ノ通リトスルコト

昭和十九年四月二十日印刷

(非賣品)

製本控

伺第

號

書名	967	函	349	號	年	月	日
著者	軍需會社法解説						
著者	平井 豊一						
受入	19	年	5	月	9	日	
備考							

雄 豊 會 社

5901 會 所 豊 雄
5902 番

(東東1000)

(三) 軍需會社ノ現ニ存スル借入金ニ附テハ其ノ借入先ヲ當分ノ内現狀ノ儘トスルモ妨ゲナキコト
(ホ) 外地又ハ外國ニオイテ爲ス借入金(南方開發金庫ヨリノ借入金ヲ含ム)ニ附テハ從前ノ通リトスルコト

軍需社會法解説

昭和十九年四月二十日印刷
昭和十九年四月廿五日發行

(非賣品)

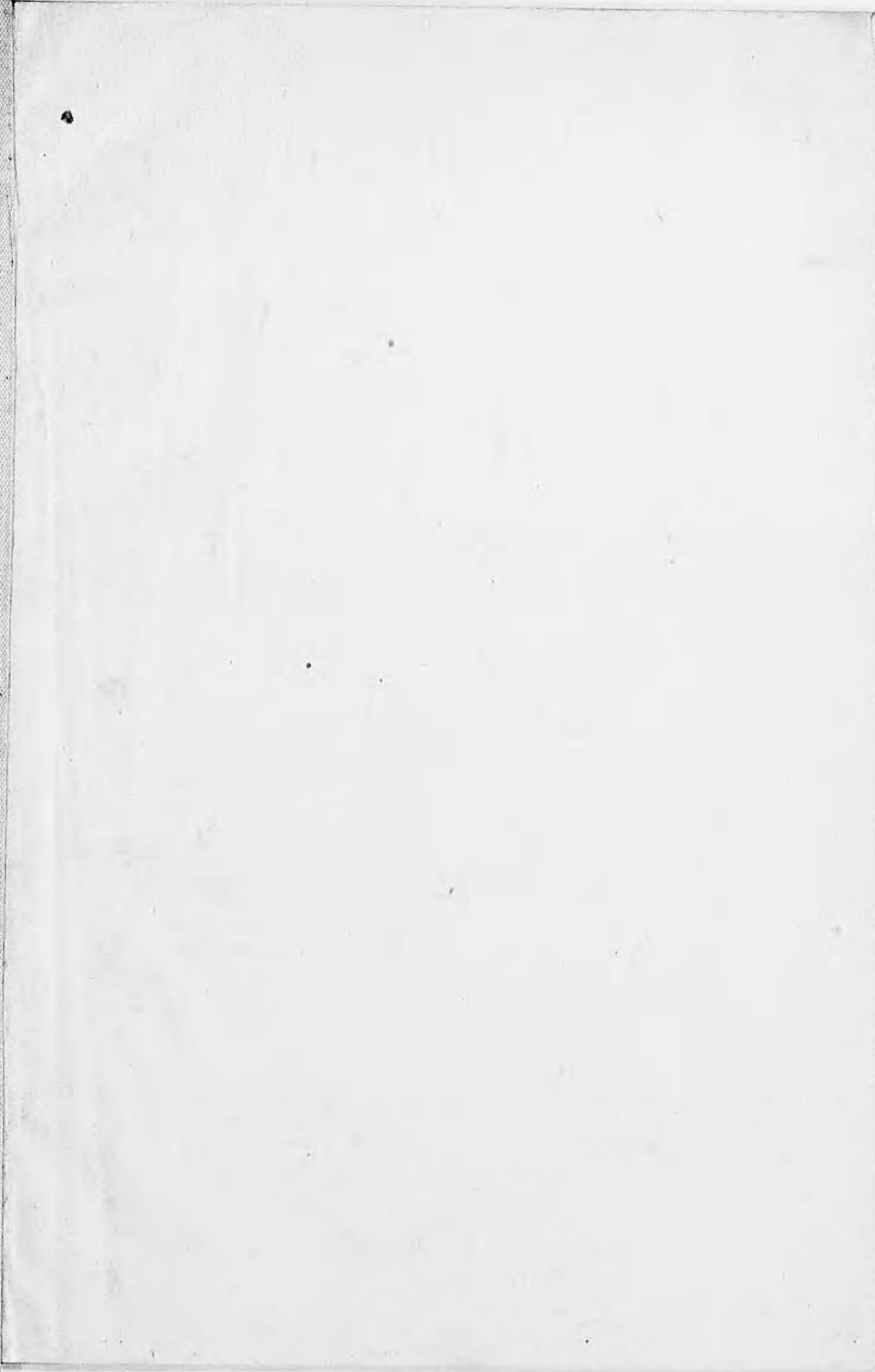
發行人 東京都商工經濟會
今村 武雄
印刷人 東京橋區西八丁堀四ノ八 横山 豊雄
印刷所 東京橋區西八丁堀四ノ八 合資會社昭文社印刷所

發行所 東京都麴町區丸ノ内三丁目十四番地
東京都商工經濟會

電話丸ノ内(23) 0035
0036
0037
0038
振替口座東京一六七九一 0065
1079
2987
2988
2989
5460
5461
5901
5902

(東東1000)

967
349



終